

○総務省令第九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに電気通信事業法を実施するため、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月一日

総務大臣 金子 恭之

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規

定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第二条 [略]

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種指定加入者交換機 メタルインターネットプロトコル電話用設備以外のアナログ電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備以外の総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 二 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

- 三 第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。
- 四 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

- 五 SIPサーバ 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備（以下「制御等設備」という。）であつて、メディアゲートウェイ又は一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。

- 六 第一種指定加入者交換機 主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 七 第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。
- 八 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 九 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

- 十 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 十一 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 十二 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

- 十三 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 十四 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 十五 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内容	対象設備
二 端末系交換機能	端末系ルータ交換機能	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能（この項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	一般第一種指定収容ルータ
	一般収容ルータ優先パ	一般第一種指定収容ルータ	一般第一種指定収容ルータ

第二条 [同上]

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種指定加入者交換機 主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 二 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

- 三 第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。
- 四 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

- 五 SIPサーバ 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備（以下「制御等設備」という。）であつて、メディアゲートウェイ又は一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。

- 六 第一種指定加入者交換機 主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 七 第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。
- 八 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 九 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

- 十 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 十一 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 十二 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

- 十三 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 十四 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。
- 十五 第一種指定メタル回線収容装置 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれらの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内容	対象設備
二 端末系交換機能	端末系ルータ交換機能	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能（この項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	一般第一種指定収容ルータ
	一般収容ルータ優先パ	一般第一種指定収容ルータ	一般第一種指定収容ルータ

六の二 ル グ 伝 送 機 能	〔略〕		五の二 機 能 音 声 パ ケ ッ ト 変 換	〔略〕	ケット識別機能	識別する機能
	一般中継系 ルータ接続 伝送機能	一般中継系 ルータ交換			第一種指定メタル回線収容装置等（第一種指定メタル回線収容装置及び閉門系ルータ接続用メディアアグレイメントウェイ（メディアアグレイメントウェイのうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合において音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能）をいう。以下同じ。）により第一種指定端末系伝送路設備を収容し、音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	第一種指定メタル回線収容装置等
	第一種指定中継系ルータ接続用メディアアグレイメントウェイと一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する機能	第一種指定中継系ルータ交換	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	〔略〕		
	第一種指定中継系伝送路設備であつて、閉門系ルータ接続用メディアアグレイメントウェイと一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの	第一種指定中継系ルータ交換	閉門交換機接続用メディアアグレイメントウェイ（メディアアグレイメントウェイのうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の交換を行うもの）をいう。以下同じ。			

六の二 ル グ 伝 送 機 能	〔同上〕		五の二 機 能 音 声 パ ケ ッ ト 変 換	〔同上〕	ケット識別機能	識別する機能
	一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継系ルータ交換			第一種指定中継系ルータ交換	第一種指定中継系ルータ交換
	第一種指定中継系ルータ接続用メディアアグレイメントウェイと一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する機能	第一種指定中継系ルータ交換	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	〔同上〕		
	第一種指定中継系伝送路設備であつて、閉門系ルータ接続用メディアアグレイメントウェイと一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの	第一種指定中継系ルータ交換	閉門交換機接続用メディアアグレイメントウェイ（メディアアグレイメントウェイのうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の交換を行うもの）をいう。以下同じ。			

<p>伝送機能</p>	<p>外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアポートウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のバケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）</p>	<p>〔略〕</p>	<p>閉門系ルータ接続用メディアポートウェイ又は一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットワークプロトコルによるバケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能</p>	<p>〔略〕</p>
<p>備考</p> <p>〔一〇三 略〕</p> <p>（法第三十三條第五項機能）</p> <p>第五條 法第三十三條第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三條第五項機能」という。）は、前條の表二の項の機能（メタル回線收容機能、加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共有機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）、六の二の項の機能（一</p>				

<p>〔同上〕</p>	<p>伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定收容ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のバケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットワークプロトコルによるバケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>備考</p> <p>〔一〇三 同上〕</p> <p>（法第三十三條第五項機能）</p> <p>第五條 法第三十三條第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三條第五項機能」という。）は、前條の表二の項の機能（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共有機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能とする。</p>				

般中継系ルータ接続伝送機能に限る。)及び八の項の機能とする。

(法第三十三条第五項機能に関する資産及び費用の整理の手順等の通知)

第六条 事業者は、法第三十三条第五項機能に関し、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の第一種指定電気通信設備(新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、次条並びに第十二条の二第二項第一号において同じ。)に係る資産及びこの場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により当該通知において定められる当該手順の適用の日までに整理して、総務大臣に報告しなければならぬ。

〔2～4 略〕

(接続料の原価及び利潤)

第八条 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、一般法定機能ごとに、当該一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費(法第三十三条第五項機能に係るものにあつては、第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含む。次条第一項及び第十四条第三項において同じ。)に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

〔2・3 略〕

(他人資本費用)

第十一条 「略」

〔2～4 略〕

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項機能に係る同式の適用については、同式中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。)」とする。

〔式略〕

〔6～9 略〕

(端末系交換機能等の接続料)

(法第三十三条第五項機能に関する資産及び費用の整理の手順等の通知)

第六条 事業者は、法第三十三条第五項機能に関し、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該第一種指定電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により当該通知において定められる当該手順の適用の日までに整理して、総務大臣に報告しなければならない。

〔2～4 同上〕

(接続料の原価及び利潤)

第八条 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、一般法定機能ごとに、当該一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

〔2・3 同上〕

(他人資本費用)

第十一条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項機能に係る同式の適用については、同式中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。)」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費(減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。)」とする。

〔式同上〕

〔6～9 同上〕

(端末系交換機能等の接続料)

第十五条 第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 略〕

（市内伝送機能等の接続料）

第十六条 第四条の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び六の二の項の一般中継系ルータ接続伝送機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

〔削る〕

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。）、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

〔2 略〕

別表第1の1（第6条関係） 対象設備に係る設備区分

第1表

〔表略〕

第2表

対象設備	設備区分
------	------

第十五条 第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 同上〕

（市内伝送機能等の接続料）

第十六条 第四条の表二の項の加入者交換機専用トランクポート機能、四の項の機能、五の項の中継交換機共用トランクポート機能及び六の項の中継伝送共用機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

（加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料）

第十六条の二 第四条の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。）及び六の項の機能（中継交換機接続伝送専用機能に限る。次項において同じ。）の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、同表六の項の機能については五二メガビット毎秒相当以下に、それぞれ細分化して設定するものとする。

（端末回線伝送機能等の接続料）

第十七条 第四条の表一の項の機能（帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。）、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能（中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

〔2 同上〕

別表第1の1（第6条関係） 対象設備に係る設備区分

〔表同左〕

〔新設〕

第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）		第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
主配線盤		第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
光ケーブル成端架		第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。
マルチケーブル		加入者側終端装置～き線点速隔收容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置（き線点速隔收容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの
加入系光ケーブル		き線点速隔收容装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの
加入系電柱		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの
加入系管路		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの
加入系中口径管路		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの
加入系共同溝		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの
加入系とう道		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの
電線共同溝		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの
自治体管路		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの
情報ボックス		加入者側終端装置～マルチ回線收容装置間に設置するもの

<p>第一種指定メタル回線収容装置等（第一種指定端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）</p>	総合デジタル通信局内回線 終端装置	<p>ももの</p> <p>加入者側終端装置～き線点 速隔収容装置間に設置する もの</p> <p>き線点速隔収容装置～メタル 回線収容装置間に設置する もの</p> <p>加入者側終端装置～メタル 回線収容装置間（き線点速 隔収容装置を經由しない場 合に限る。）に設置するもの</p>
	音声収容ルータ	収容局に設置するもの
	共用収容ルータ	収容局に設置するもの
	メタル回線収容装置	<p>収容局に設置するもの（アナ ログ局内回線収容部及び 総合デジタル通信局内回線 終端装置を除く。）</p> <p>収容局に設置するもの</p>
	メタル回線収容装置用レイ ヤ2スイッチ（以下「メタル 回線収容装置用L2SW 1」という。）	収容局に設置するもの
	消防警察トランク	収容局に設置するもの
	警察消防用回線集約装置	収容局に設置するもの
	き線点速隔収容装置	<p>アナログ局内回線収容部、 総合デジタル通信局内回線 終端装置及びアナログ・デ ジタル回線共通部を除く。</p> <p>加入者側終端装置～き線点 速隔収容装置間に設置する もの</p> <p>き線点速隔収容装置～メタル 回線収容装置間に設置する もの</p>
	第一種指定メタル回線収容 装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	<p>加入者側終端装置～メタル 回線収容装置間（き線点速 隔収容装置を經由しない場</p>

	アナログ・デジタル回線共通部	合に限る。)に設置するもの 加入者側終端装置～き線点 連絡収容装置間に設置する もの
	主配線盤	第一種指定メタル回線収容 装置等に属する部分に限る もの
	光ケーブル成端架	第一種指定メタル回線収容 装置等に属する部分に限る もの
<p>閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ</p>	共用コアルータ	コア局に設置するもの コア局に設置するもの
	<p>コア局用レイヤ2スイッチ (以下「コア局用L2SW 1」という。)</p>	
<p>第一種指定中継系伝送路設備であつて、第一種指定メタル回線収容装置等と閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの(第一種指定中継系伝送路設備の西端に対向して設置される伝送装置等を含む。)</p>	光ケーブル成端架	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
		音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
		音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
		海底光ケーブル

<u>海底中間中継伝送装置</u>	<u>るもの</u> <u>音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの</u> <u>共用コアルータ間に設置するもの</u>
<u>無線伝送装置</u>	<u>るもの</u> <u>音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの</u> <u>共用コアルータ間に設置するもの</u>
<u>インタフェース変換装置</u>	<u>音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの</u> <u>共用コアルータ間に設置するもの</u>
<u>無線アンテナ</u>	<u>音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの</u> <u>共用コアルータ間に設置するもの</u>
<u>無線鉄塔</u>	<u>音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの</u> <u>共用コアルータ間に設置するもの</u>
<u>衛星通信設備</u>	<u>音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの</u> <u>共用コアルータ間に設置するもの</u>
<u>中継系電柱</u>	<u>音声收容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの</u> <u>共用コアルータ間に設置するもの</u>
<u>中継系管路</u>	<u>音声收容ルータ又は共用收容ルータ</u>

		容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの 共用コアルータ間に設置す るもの 音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの 共用コアルータ間に設置す るもの 中継系共同溝 中継系とう道	容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの 共用コアルータ間に設置す るもの 音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの 共用コアルータ間に設置す るもの 音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの 共用コアルータ間に設置す るもの コア局に設置するもの
SIPサーバ	コアルサーバ(以下「CS 1」という。)		コア局に設置するもの
閉門系ルータ	閉門系ルータ 相互接続局用レイヤ2スイ ッチ(以下「相互接続局用 L2SW」という。)		相互接続局に設置するもの 相互接続局に設置するもの
セッションボードコントロ ーラ	セッションボードコントロ ーラ(以下「SBC」とい う。)		相互接続局に設置するもの
ENUMサーバ	ENUMサーバ		相互接続局に設置するもの
IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ		相互接続局に設置するもの

別表第1の2(第6条関係) 附属設備等に係る設備等区分

第1表

【表略】

第2表

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備

別表第1の2(第6条関係) 附属設備等に係る設備等区分

【表同左】

【新設】

電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備 コア局設備 伝送無線機械 市外線路 市内線路
共用建物	共用建物
共用土地	共用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）	無形固定資産（ソフトウェアを除く。）
ソフトウェアを除く。）	

別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

第1表

【式略】

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
【略】	
信号用中継交換機	1 設備量の算定 【(1)～(5) 略】 (6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び(4)及び(5)で算定した信号リンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1第1表に

別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

【式同左】

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
【同左】	
信号用中継交換機	1 設備量の算定 【(1)～(5) 同左】 (6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び(4)及び(5)で算定した信号リンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1における

	おける通信設備使用料の算定に用いる。 [2 略]
[略]	
監視設備 (総合監視)	監視設備 (総合監視) 投資額 = ネットワーク設備投資額合計×監視設備 (総合監視) 対投資額比率 注 ネットワーク設備とは、別表第1の1第1表に規定する設備区分に係る設備及び別表第1の2第1表に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。
[略]	
第2表	
定額法正味固定資産価額	$= \sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定額法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$
定額法正味固定資産価額 (n)	$= (\text{期首定額法正味固定資産価額}(n) + \text{期末定額法正味固定資産価額}(n)) \div 2$
期首定額法正味固定資産価額 (n)	$= \text{MAX} \{ \text{投資額} - ((\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数}) \times (n-1), \text{最低残存価額} \}$
期末定額法正味固定資産価額 (n)	$= \text{MAX} \{ \text{投資額} - ((\text{投資額} - \text{最低残存価額}) \div \text{法定耐用年数}) \times n, \text{最低残存価額} \}$
定率法正味固定資産価額	$= \sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定率法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$
定率法正味固定資産価額 (n)	$= (\text{期首定率法正味固定資産価額}(n) + \text{期末定率法正味固定資産価額}(n)) \div 2$
期首定率法正味固定資産価額 (n)	$= \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^{n-1}, \text{投資額} \times \text{最低残存率} \}$
期末定率法正味固定資産価額 (n)	$= \text{MAX} \{ \text{投資額} \times (1 - \text{償却率})^n, \text{投資額} \times \text{最低残存率} \}$
償却率	$= 1 - (\text{残存率})^{1 \div \text{法定耐用年数}}$
残存率	$= 0.1 \text{ とする。}$
なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。	
設備区分	算定方法
音声収容ルータ	1 音声収容ルータの設置基準 収容局であって、収容回線に光地域 I P 回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送 (離島設備の適用区間に限る。) を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの (以下「離島局」という。) には、音声収容ルータを設置する。

	通信設備使用料の算定に用いる。 [2 同左]
[同左]	
監視設備 (総合監視)	監視設備 (総合監視) 投資額 = ネットワーク設備投資額合計×監視設備 (総合監視) 対投資額比率 (ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備並びに別表第1の2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。)
[同左]	

[新設]

## 2 設備量の算定

(1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大ものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。

ア マタル回線収容装置用 L2SW 対向 I G ポート数、OLT (光回線終端装置をいう。以下同じ。) 対向 I G ポート数 (当該局が離島局の場合に限る。)、ADSL 地域 I P I G ポート数及び音声収容ルータ P T N (パケット伝送装置をいう。以下同じ。) 対向 I G ポート数の合計を音声収容ルータイソクエーンズ数とし、これを音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大イソクエーンズ数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。

イ アナログ電話、総合デジタル通信サービズ及び ADSL 地域 I P サービズ並びに光 I P 電話及び光地域 I P サービズ (当該局が離島局の場合に限る。) の最繁忙帯域の合計を音声収容ルータの最繁忙帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。

ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービズ及び ADSL 地域 I P サービズ並びに光 I P 電話及び光地域 I P サービズ (当該局が離島局の場合に限る。) の最繁忙パケット数の合計を音声収容ルータの最繁忙パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。

(2) (1) の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービズに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のマタル I P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

(3) (1) アの音声収容ルータ P T N 対向 I G ポート数からデータ系サービズに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものをマ

	<p>タルIP音声系音声収容ルータPTN対向1Gポート数とする</p> <p><u>4</u> (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数及び(3)のメタルIP音声系音声収容ルータPTN対向1Gポート数の合計に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。</p> <p><u>3</u> 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと音声収容ルータ投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数} \times \text{音声収容ルータユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数} \times \text{音声収容ルータインタフェース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数} \times \text{音声収容ルータソフトウェア単価}$
<p>共用収容ルータ</p>	<p><u>1</u> 共用収容ルータの設置基準</p> <p>音声収容ルータを設置しない収容局には、共用収容ルータを設置する。</p> <p><u>2</u> 設備量の算定</p> <p>(1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数（メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数、OLT対向1Gポート数及びADSL地域PIGポート数の合計）を共用収容ルータ1Gポート当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ1Gポート数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gポート数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数（共用収容ルータCWDM（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）、及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局</p>

が収容局兼コア局の場合に限る。)の合計)を共用収容ルー  
タ10Gボード当たり最大収容インタフェース数から共用収容  
ルータ間渡り10Gインタフェース数を減じたもので除したも  
の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用  
収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニ  
ット当たり最大10Gボード数で除したものの(1に満たない端  
数は、切り上げるものとする。)

ウ フナログ電話、総合デジタル通信サービ  
ス、ADSL地域  
IPサービ  
ス、光IP電話及び光地域IPサービ  
スの最  
繁忙時  
帯域の  
合計を  
共用収  
容ルー  
タの最  
繁忙時  
帯域と  
し、こ  
れを共  
用収容  
ルー  
タの最  
繁忙時  
帯域と  
し、こ  
れを共  
用収容  
ルー  
タ1ユニ  
ット当  
たり最  
大処理  
最繁忙  
帯域で  
除した  
もの(1  
に満た  
ない端  
数は、  
切り上  
げるもの  
とする。)

エ フナログ電話、総合デジタル通信サービ  
ス、ADSL地域  
IPサービ  
ス、光IP電話及び光地域IPサービ  
スの最  
繁忙時  
帯域の  
合計を  
共用収  
容ルー  
タの最  
繁忙時  
帯域と  
し、こ  
れを共  
用収容  
ルー  
タ1ユニ  
ット当  
たり最  
大処理  
最繁忙  
帯域で  
除した  
もの(1  
に満た  
ない端  
数は、  
切り上  
げるもの  
とする。)

(2) (1)アのマルチ回線収容装置用L2SW対向1Gポート数を冗  
長化考慮したものをマルチIP音声系冗長化後共用収容ルー  
タ1Gインタフェース数とする。

(3) (1)アの共用収容ルータ1Gポート数を冗長化考慮したものを  
当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gポート数とし、データ系  
サービ  
ス及び  
光IP電  
話に係  
るもの  
(QoS制  
御係  
数を加  
味した  
最繁忙  
帯域比  
及びポ  
ート数  
比によ  
り算定  
するもの  
とする。)

(4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮し  
たものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェ  
ース数  
とし、  
データ  
系サー  
ビ  
スに係  
るもの  
(QoS制  
御係  
数を加  
味した  
最繁忙  
帯域比  
により  
算定す  
るもの  
とする。)

(5) (1)イの共用収容ルータ10Gポート数を冗長化考慮したものを  
当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gポート数とし、データ系

	<p>サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用収容ルータ投資額</p> <p>＝メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数×共用収容ルータユニット単価</p> <p>＋メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数×共用収容ルータ10Gボード単価</p> <p>＋メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数×共用収容ルータ10Gインタフェース単価</p> <p>＋メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数×共用収容ルータ1Gボード単価</p> <p>＋メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数×共用収容ルータ1Gインタフェース単価</p>
メタル回線収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るボード1枚当たり最大収容回線数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数とする。</p> <p>(2) (1)のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るボード当たり占用スロット</p>

	<p>数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。</p> <p><u>2</u> 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収容装置ソフトウェア投資額(③に係るものを除く。)を加え、メタル回線収容装置投資額を算定する。</p> <p><u>(1)</u> <u>メタル回線収容装置(回線収容部)投資額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">≡アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価  + 第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価  + 第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価</p> <p><u>(2)</u> <u>メタル回線収容装置(ユニット部)投資額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">≡メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ユニット単価</p> <p><u>(3)</u> <u>メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">≡(メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウェア単価)  ×メタル回線収容装置(ユニット部)投資額  ÷(メタル回線収容装置(回線収容部)投資額+メタル回線収容装置(ユニット部)投資額)</p> <p><u>(4)</u> <u>局ごとメタル回線収容装置投資額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">≡メタル回線収容装置(ユニット部)投資額+メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額</p>
メタル回線収容装置用L2SW	<p><u>1</u> 設備量の算定</p> <p><u>(1)</u> 収容局ごとに、次のア及びビイにより求めたユニット数のうちいづれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p><u>ア</u> <u>メタル回線収容装置100Mインタフェース数をメタル回線収容装置用L2SWポート収容率で除したものをメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数からメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音</u></p>

	<p>声収容ルータ接続数を減じたもので除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ <u>アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量に1接続1秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用L2SW収容率及びメタル回線収容装置用L2SW最大処理最繁忙パケット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</u></p> <p>② <u>①のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</u></p> <p>③ <u>①のメタル回線収容装置L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数とする。</u></p> <p>④ <u>①アのメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とする。</u></p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線収容装置用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額</p> $= \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SWユニット単価}$ $+ \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース単価}$ $+ \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース単価}$
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>① <u>消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</u></p>

	<p>る。)に2を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。</p> <p>(2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">＝消防警察トランク数×消防警察トランク単価</p> <p style="padding-left: 2em;">＋消防警察トランク架数×消防警察トランク搭載架単価</p>
<p>警察消防用回線集約装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。</p> <p>(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。</p> <p>(2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(3) (2)の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p> <p>割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額</p> <p style="padding-left: 2em;">＝警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価</p>

<p>±警察消防用回線集約装置架数×警察消防用回線集約装置搭載架単価</p>	<p>±警察消防用回線集約装置架数×警察消防用回線集約装置搭載架単価</p>
<p>き線点速隔収容装置</p>	<p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区）</p> <p>＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区）</p> <p>就業者自県案分率（県、調査区）</p> <p>＝就業者数（県、調査区）÷総就業者数（調査区）</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数</p> <p>＝局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計</p> <p>×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数</p> <p>＝局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計</p> <p>×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用光地域 I P 回線数</p> <p>＝局ごと住宅用光地域 I P 回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計</p> <p>×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用光地域 I P 回線数</p> <p>＝局ごと事務用光地域 I P 回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計</p> <p>×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率</p> <p>(5) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> <p>＝単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数</p> <p>÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(6) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> <p>＝単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p>

(7)	<p>第二種総合デジタル通信サービス回線数</p> <p>＝単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自具案分率</p>
(8)	<p>第一種公衆電話回線数</p> <p>＝単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数</p> <p>÷単位料金区域内調査区数×世帯自具案分率</p>
(9)	<p>第一種デジタル公衆電話回線数</p> <p>＝単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数</p> <p>÷単位料金区域内調査区数×世帯自具案分率</p>
(10)	<p>第二種公衆電話回線数</p> <p>＝単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計</p> <p>×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p>
(11)	<p>第二種デジタル公衆電話回線数</p> <p>＝単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計</p> <p>×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p>
(12)	<p>低速専用線二線式回線数</p> <p>＝単位料金区域別低速専用線実績回線数</p> <p>×(県別低速専用線二線式実績回線数÷(県別低速専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数))</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p>
(13)	<p>低速専用線四線式回線数</p> <p>＝単位料金区域別低速専用線実績回線数</p> <p>×(県別低速専用線四線式実績回線数÷(県別低速専用線二線式実績回線数+県別低速専用線四線式実績回線数))</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p>
(14)	<p>高速メタル専用線回線数</p> <p>＝単位料金区域別高速専用線実績回線数</p> <p>×(県別高速メタル専用線実績回線数÷(県別高速メタル専用線実績回線数+県別高速専用線実績回線数))</p>

数) )

$\frac{\text{調査区ごとの事業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの事業者数} \times \text{事業者自累案分率}}{\text{高速光専用線回数}}$

15) 高速光専用線回数

$\frac{\text{単位料金区域別高速専用線実績回数}}{\text{単位料金区域別高速専用線実績回数}}$

$\frac{\text{調査区ごとの事業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの事業者数} \times \text{事業者自累案分率}}{\text{調査区ごとの事業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの事業者数} \times \text{事業者自累案分率}}$

2)

$\frac{\text{調査区ごとの事業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの事業者数} \times \text{事業者自累案分率}}{\text{調査区ごとの事業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの事業者数} \times \text{事業者自累案分率}}$

2) き線点～収容局間伝送路経路の選択

収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は、次の基準により決定する。

- 1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
- 2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。
- 3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
- 4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中を通るように敷設する伝送路を設置する。
- 5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
- 6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

3) 設備構成選択

き線点～収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費(減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。

- 1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- 2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- 3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
- 4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

4) 設備量の算定

- 1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大ものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。

	<p>ア <u>メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの</u></p> <p>イ <u>低速専用回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの</u></p> <p>ウ <u>高速メタル専用回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したもの</u></p> <p>② 収容局ごとに、当該局に収容されるき線点ごとに(1)で算定したき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置ユニット数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔収容装置回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置回線数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> <p>＝ (き線点遠隔収容装置ユニット数 × (き線点遠隔収容装置ユニット単価 + き線点遠隔収容装置ユニット災害対策増分単価) + 専用回線収容装置ユニット数 × 専用回線ユニット単価)</p> <p>× き線点遠隔収容装置回線数 ÷ (き線点遠隔収容装置回線数 + 専用回線遠隔収容装置回線数)</p> <p>(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> <p>＝ き線点遠隔収容装置ユニット数 × (き線点遠隔収容装置ユニット単価 + き線点遠隔収容装置ユニット災害対策増分単価)</p>
<p>総合デジタル通信局内回線終端装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) <u>メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニット数とする。</u></p> <p>(2) <u>収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数とする。</u></p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル</p>

	<p>ル通信局内回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>(1) <u>メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額</u></p> <p>＝第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価  ＋第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価</p> <p>(2) <u>メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部ソフトウエア）投資額</u></p> <p>＝（メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウエア単価）  ×メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額  ÷（メタル回線収容装置（回線収容部）投資額＋メタル回線収容装置（ユニット部）投資額）</p> <p>(3) <u>局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</u></p> <p>＝き線点速隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数×き線点速隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価  ＋メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額  ＋メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部ソフトウエア）投資額</p>
<p><u>アナログ局内回線収容部</u></p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) <u>メタル回線収容装置の設備量の算定</u>において求めたメタル回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局がき線点速隔収容装置ごとに収容するアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点速隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。</p> <p>(1) <u>メタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部）投資額</u></p> <p>＝アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価</p> <p>(2) <u>メタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部ソフトウエア</u></p>

	<p>投資額</p> $= (\text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ソフトウェア単価}) - \text{メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)投資額}$ $\div (\text{メタル回線収容装置(回線収容部)投資額} + \text{メタル回線収容装置(ユニット部)投資額})$ <p>(3) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額</p> $= \text{き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置ソフトウェア電話回線単価}$ $+ \text{メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部)投資額}$ $+ \text{メタル回線収容装置(アナログ電話回線収容部ソフトウェア)投資額}$
<p>アナログ・デジタル回線共通部</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。</p> $= \text{き線点遠隔収容装置収容回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置回線単価}$
<p>主配線盤</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数及びき線回線予備率分の回線数の合計を主配線盤回線収容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の主配線盤端子数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系主配線盤端子数とする。</p> <p>(2) (1)の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系主配線盤架数とする。</p>

	<p><u>2</u> 投資額の算定  <u>次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。</u>  <u>局ごと主配線盤投資額</u>  <u>＝音声系主配線盤端子数×主配線盤端子当たり単価</u>  <u>＋音声系主配線盤架数×主配線盤架当たり単価</u></p>
光ケーブル成端架	<p><u>1</u> 設備量の算定  <u>(1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。</u>  <u>ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線子備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに当該局に帰属する光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。）ユニット数及び光子備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</u>  <u>イ 当該局が収容する中継伝送用光回線の心線数の合計を光ケーブル成端架収容率で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</u>  <u>(2) (1)の光ケーブル成端架心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したものを（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の光ケーブル成端架（大型）架数とし、これに光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数を乗じたものを当該局の光ケーブル成端架（大型）心線数とする。</u>  <u>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)の光ケーブル成端架（大型）心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数を超える場合は光ケーブル成端架（大型）に収容する。また、この心線数が光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数を超え光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（中型）に収容し、光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数を超え光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型2）に収容し、光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型1）に収容する。</u>  <u>(4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架</u></p>

(大型) に收容する場合には、光ケーブル成端架 (大型) 架数に1を加え、光ケーブル成端架 (大型) 心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。

(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架 (中型) に收容する場合には、光ケーブル成端架 (中型) 架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架 (中型) 心線数とする。

(6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架 (小型2) に收容する場合には、光ケーブル成端架 (小型2) 架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架 (小型2) 心線数とする。

(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架 (小型1) に收容する場合には、光ケーブル成端架 (小型1) 架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架 (小型1) 心線数とする。

(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの (心線比により算定するものとする。) を排除し、心線比により階梯ごとに配賦したものを当該局の階梯ごと及び種別ごとと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。

(9) 階梯ごと及び種別ごとと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光 I P 電話に係るもの (心線比により算定するものとする。) を排除したものを、メタル I P 音声系光ケーブル成端架架数及びメタル I P 音声系光ケーブル成端架心線数とする。

## 2 投資額の算定

次の算定式により局ごとに階梯ごとと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

階梯ごとと光ケーブル成端架投資額

$$= \text{当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (大型) 架数} \times \text{光ケーブル成端架 (大型) 架当たり単価}$$

$$+ \text{当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (中型) 架数} \times \text{光ケーブル成端架 (中型) 架当たり単価}$$

$$+ \text{当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (小型2) 架数} \times \text{光ケーブル成端架 (小型2) 架当たり単価}$$

$$+ \text{当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架 (小型1) 架数} \times \text{光ケーブル成端架 (小型1) 架当たり単価}$$

	<p> ) 架数×光ターゲル成端架 (小型1) 架当たり単価  + 当該階梯メタル I P 音声系光ターゲル成端架 (大型)  心線数×光ターゲル成端架 (大型) 心線当たり単価  + 当該階梯メタル I P 音声系光ターゲル成端架 (中型)  心線数×光ターゲル成端架 (中型) 心線当たり単価  + 当該階梯メタル I P 音声系光ターゲル成端架 (小型2)  ) 心線数×光ターゲル成端架 (小型2) 心線当たり単価  + 当該階梯メタル I P 音声系光ターゲル成端架 (小型1)  ) 心線数×光ターゲル成端架 (小型1) 心線当たり単価 </p>
<p> <u>共用コアルータ</u> </p>	<p> <u>1 設備量の算定</u>  <u>(1) コア局ごとに、次のアからエまで (共用コアルータが100Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。) により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。</u>  <u>ア データ系 I P 装置対向100Gインタフェース数を共用コアルータ100Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用コアルータ100Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大100Gボード数で除したものを (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</u>  <u>イ 共用コアルータ10Gインタフェース数 (CWDMM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数、データ系 I P 装置対向10Gインタフェース数 (共用コアルータが100Gインタフェースを有する場合を除く。)) 及び閘門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計) を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものを (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用コアルータ10Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものを (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</u>  <u>ロ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス及びADSL地域 I P サービス並びに光地域 I P 電話及び光地域 I P サービスの最繁忙帯域の合計を共用コアルータ最繁忙帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共</u> </p>

用コアルルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除した  
もの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

エ 共用コアルルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通  
信サービス及びADSL地域IPサービス並びに光地域IP  
電話及び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計を共  
用収容ルータ最繁時パケット数とし、これを共用コアルルータ  
収容率及び共用コアルルータ1ユニット当たり最大処理最繁時  
パケット数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げる  
ものとする。）

(2) ①イのCWDMI0Gインタフエース数、共用収容ルータ対向  
10Gインタフエース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る  
。）、コア局用L2SW対向10Gインタフエース数から、それ  
ぞれデータ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した  
最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に  
係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除  
したものの合計をメタルIP音声系共用コアルルータ（ユニツ  
ト部）10Gインタフエース数とする。

(3) ①イの閉門系ルータ対向10Gインタフエースから光IP電話  
に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控  
除したものをメタルIP音声系共用コアルルータ（閉門系ル  
ータ対向部）10Gインタフエース数とする。

(4) ①イの共用コアルルータ10Gボード数からデータ系サービ  
スに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比）及び光I  
P電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。  
）を控除し、インタフエース数比によりユニット部及び閉門系  
ルータ対向部に配賦したものを、メタルIP音声系共用コアル  
ルータ（ユニツト部）10Gボード数及びメタルIP音声系共用コ  
アルルータ（閉門系ルータ対向部）10Gボード数とする。

## 2 投資額の算定

次の算定式により、局ごと共用コアルルータ投資額を求め、全  
ての局について当該投資額を合算し、共用コアルルータ投資額を算定  
する。

局ごと共用コアルルータ投資額

$$\frac{\text{メタルIP音声系共用コアルルータユニット数} \times \text{共用コアルルータユニット単価}}{\text{メタルIP音声系共用コアルルータ（ユニット部）10Gボード数} + \text{メタルIP音声系共用コアルルータ（閉門系ルータ対向部）10Gボード数}}$$

	<p>系ルータ対向部) 10Gポート数) × 共用コアルータ10Gポート単価</p> <p>+ (メタルIP音声系共用コアルータ(ユニット部) 10Gインタフェース数+メタルIP音声系共用コアルータ(閉門系ルータ対向部) 10Gインタフェース数) × 共用コアルータ10Gインタフェース単価</p> <p>+メタルIP音声系共用コアルータユニット数×共用コアルータソフトウェア単価</p>
<p>コア局用L2SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数及びCSI Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN經由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数、メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及びメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> <p>=メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数 × コア局用L2SWユニット単価</p> <p>+メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数 × コア局用L2SW10Gインタフェース</p>

	<p>単価</p> <p>＋メタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 1 G イ ンタフェース数×コア局用 L 2 S W 1 G イ ンタフェース 単価</p>
<p>伝送装置</p>	<p>1 P T N 及び C W D M の設置基準</p> <p>収容局とコア局間の伝送は、P T N 又は C W D M により行う。 共用収容ルータを設置する収容局には C W D M を設置し、それ以 外の収容局には P T N を設置する。コア局には対向する収容局と 同じ伝送装置を設置する。</p> <p>2 P T N の設備量算定</p> <p>(1) P T N 設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総 合デジタル通信サービ ス、A D S L 地域 I P サ ービス及び専用 線サービ ス並びに光 I P 電話及び光地域 I P サ ービス ( P T N 設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る 。) の最繁忙帯域から算定される P T N 低速インタフェース混 在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ボード数とし、データ系サービ スに係るもの (ポート容量比及び Q o S 制御係数を加味した最繁忙 帯域比により算定するものとする。 ) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。 ) を控除したも のを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 P T N 低速インタフェ ース混在ボード数とする。</p> <p>(2) P T N 設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数 のうちいずれか大きいものを P T N ユニット数とする。</p> <p>ア 当該局が属するルータの P T N リンク数を合計し、これか ら 1 を減じたもの ( 1 に満たない場合は、 1 とする。 )</p> <p>イ P T N 低速インタフェース混在ボード数を P T N 1 ユニッ ト当たり最大低速インタフェースボード数で除したものの ( 1 に満たない端数は、切り上げるものとする。 )</p> <p>(3) (2) の P T N ユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の 冗長化後 P T N ユニット数とし、データ系サービ ス及び光 I P 電話に係るもの ( 当該局が属するルータごとにポート容量比及 び Q o S 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するもの とする。 ) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化 後 P T N ユニット数とする。</p> <p>(4) (2) の P T N リンク数及び P T N ユニット数から算定した当該 局の P T N 高速インタフェース数のうち P T N 10 G 高速インタ</p>

フエース数を当該局の10G P T N リンク数により算定し、残りを P T N 2.4G 高速インタフエース数とする。

(5) (4)の P T N 10G 高速インタフエース数及び P T N 2.4G 高速インタフエース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N 10G 高速インタフエース数及び冗長化後 P T N 2.4G 高速インタフエース数とし、これらからそれぞれデータ系サービース及び光 I P 電話に係るもの（当該局が属するループごとにポート容量比及び Q o S 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 P T N 10G 高速インタフエース数及びメタル I P 音声系冗長化後 P T N 2.4G 高速インタフエース数とする。

### 3 収容局設置 C W D M の設備量算定

(1) C W D M 設置収容局ごとに、C W D M が接続する共用収容ルータの設備量から C W D M 10G インタフエース数及び C W D M 低速 10G カード数を算定する。また、当該 C W D M が接続する専用線装置の設備量から C W D M S T M - 1 インタフエース数及び C W D M 低速 S T M - 1 カード数を算定する。C W D M 低速 10G カード数及び C W D M 低速 S T M - 1 カード数の合計に 2 を乗じたものを当該局の C W D M 高速インタフエース波長数とする。

(2) (1)の C W D M 高速インタフエース波長数を C W D M 高速インタフエース最大波長数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の C W D M ユニット数とする。

(3) (2)の C W D M ユニット数からデータ系サービースに係るもの（ Q o S 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）並びに専用線サービースに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系 C W D M ユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニット数とする。

(4) (1)の C W D M 低速 10G カード数からデータ系サービースに係るもの（ Q o S 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I



り C W D M ユニツト数とする。

(5) ②のコア局渡り C W D M 10 G インタフエース数からデータ系サービズに係るもの ( Q 。 S 制御係数を加味した最繁忙帯帯域比により算定するものとする。 ) 及び光 I P 電話に係るもの ( 最繁忙帯帯域比により算定するものとする。 ) を控除したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M 10 G インタフエース数とし、これに①のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 10 G インタフエース数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフエース数とする。

(6) ②のコア局渡り C W D M 低速 10 G カード数からデータ系サービズに係るもの ( Q 。 S 制御係数を加味した最繁忙帯帯域比により算定するものとする。 ) 及び光 I P 電話に係るもの ( 最繁忙帯帯域比により算定するものとする。 ) を控除したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M 低速 10 G カード数とし、これに①のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 低速 10 G カード数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 低速 10 G カード数とする。

(7) ④のコア局渡り C W D M ユニツト数からデータ系サービズに係るもの ( Q 。 S 制御係数を加味した最繁忙帯帯域比により算定するものとする。 ) 及び光 I P 電話に係るもの ( 最繁忙帯帯域比により算定するものとする。 ) 並びに専用線サービズに係るもの ( 波長数比により算定するものとする。 ) を控除したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M ユニツト数とし、これに①のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M ユニツト数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニツト数とする。

#### 5 投資額の算定

次の算定式により局ごと P T N 投資額及び局ごと C W D M 投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、 P T N 投資額及び C W D M 投資額を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{局ごと P T N 投資額} \\ & = \frac{(\text{メタル I P 音声系冗長化後 P T N 低速インタフエース} \\ & \quad \text{混在ボード数} \times \text{P T N 低速混在インタフエースボード} \\ & \quad \text{単価} \\ & \quad + \text{メタル I P 音声系冗長化後 P T N ユニツト数} \times \text{P T} \\ & \quad \text{N ユニツト単価} \\ & \quad + \text{メタル I P 音声系冗長化後 P T N 2.4G 高速インタフ} \end{aligned}$$

	<p> <math display="block">\begin{aligned} &amp; \text{エース数} \times \text{PTN2.4G高速インタフェースポート単} \\ &amp; \text{価} \\ &amp; + \text{メタルIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフ} \\ &amp; \text{エース数} \times \text{PTN10G高速インタフェースポート単} \\ &amp; \text{価} \\ &amp; \times (1 + \text{クロック供給装置投資額加算率}) \\ &amp; \text{局ごとCWDM投資額} \\ &amp; = (\text{メタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数} \times \text{CW} \\ &amp; \text{DMユニット単価} \\ &amp; + \text{メタルIP音声系冗長化後CWDM低速10Gカード} \\ &amp; \text{数} \times \text{CWDM低速10Gカード単価} \\ &amp; + \text{メタルIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフエ} \\ &amp; \text{ース数} \times \text{CWDM10Gインタフェース単価}) \\ &amp; \times (1 + \text{クロック供給装置投資額加算率}) \end{aligned}</math> </p>
<p>中間中継伝送装置</p>	<p> <u>1</u> 収容局とコア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設  備量の算定  CWDMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距  離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送  装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）  に、メタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数を乗じたも  のを当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDM用中間中継伝送  装置ユニット数とする。 </p> <p> <u>2</u> コア局間に設置するCWDM用中間中継伝送装置の設備量の算  定  CWDMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距  離をCWDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送  装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）  に、当該区間のメタルIP音声系コア局渡りCWDMユニット  数を乗じたものを当該区間のメタルIP音声系CWDM用中間中  継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局の  うち片側の局に設置するものとみなす。 </p> <p> <u>3</u> PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定  PTNによる伝送の経路となるループごとに、ループ延長をP  TN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置  箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当  該ループに属するPTN設置局数を減じ、当該ループに係る中継  伝送用光回線の心線数（データ系サービスに係るもの（QoS制 </p>

	<p>係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものとす。を乗じたものを当該ルータのメタルIP音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ルータ内にPTN設置局がある場合には当該ルータ内PTN設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ルータ内にPTN設置局がない場合には当該ルータ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定 1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局のメタルIP音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定 次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと中間中継伝送装置投資額  <math display="block">= \text{メタルIP音声系中間中継伝送装置ユニット数} \times \text{中間中継伝送装置ユニット単価}</math></p>
CS	<p>1 CSSの設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数(音声サービス(アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光IP電話をいう。)の回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容音声サービス回線数とし、これをCS収容率及びCSIユニット当たり最大処理回線数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属するコア局のCSIユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCSIユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CSIユニット数とし、光IP電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CSIユニット数とする。</p> <p>(3) 中継区域ごとに、メタルIP電話回線数(アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。)を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容メタルIP電話回線数とし、これにCS冗長化係</p>

	<p>数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS収容メタルIP電話回線数とする。</p> <p>2 CS用データベース（以下「CS用DB」という。）の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁忙呼数を当該中継区域に属するコア局数で除いたものを当該区域に属するコア局のCS音声サービス最繁忙呼数とし、これをCS用DB収容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除いたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局のCS用DBユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニット数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙呼数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額（光IP電話に係るものを控除したものを）、を加え、CS投資額を算定する。</p> <p>局ごとCS投資額</p> $\frac{\text{メタルIP音声系冗長化後CSユニット数} \times \text{CSユニット単価}}{\text{十冗長化後CS収容メタルIP電話回線数} \times \text{CS1回線当たり単価}} + \frac{\text{メタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数} \times \text{CS用DBユニット単価}}$
<p>閉門系ルータ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、次のアからエまでにより求めた閉門系ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の閉門系ルータユニット数とする。</p> <p>ア 閉門系ルータ10Gインタフェース数（コア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数の合計をいう。）</p>

を閉門系ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))を閉門系ルータ10Gボード数とし、閉門系ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))

イ 当該相互接続局の最繁忙帯域を閉門系ルータ収容率及び閉門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))

ウ 当該相互接続局の最繁忙パケット数を閉門系ルータ収容率及び閉門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。))

(2) (1アのコア局対向10Gインタフェース数、共用コア局対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除し、合計したものを、当該局のメタルIP音声系閉門系ルータ10Gインタフェース数とする。

(3) (1アの閉門系ルータ10Gボード数から光IP電話に係るもの(インタフェース数比により算定するものとする。))を控除したものを、メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード数とする。

(4) (1)の閉門系ルータユニット数から光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))を控除したものを、メタルIP音声系閉門系ルータユニット数とする。

## 2 投資額の算定

次の算定式により、局ごと閉門系ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、閉門系ルータ投資額を算定する。

局ごと閉門系ルータ投資額

$$\frac{\text{メタルIP音声系閉門系ルータユニット数} \times \text{閉門系ルータユニット単価}}{\text{メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード数} \times \text{閉門系ルータ10Gボード単価}}$$

$$\frac{\text{メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード単価}}{\text{メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード単価}}$$

$$\frac{\text{メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード単価}}{\text{メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード単価}}$$

	<p>× 閉門系ルータ10Gインタフエース単価        × マタルIP音声系閉門系ルータユニット数× 閉門系ルータソフトウェア単価</p>
<p>相互接続局用L2 SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用1Gインタフエース数に相互接続局用L2SW予備1Gインタフエース数を加えたものを当該局の相互接続局用L2SW1Gインタフエース数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のマタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフエース数とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用10Gインタフエース数及び閉門系ルータ対向10Gインタフエース数の合計に相互接続局用L2SW予備10Gインタフエース数を加えたものを当該局の相互接続局用L2SW10Gインタフエース数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のマタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフエース数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用L2SW1Gインタフエース数及び相互接続局用L2SW10Gインタフエース数の合計を相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大インタフエース数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の相互接続局用L2SWユニット数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のマタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと相互接続局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごと相互接続局用L2SW投資額</p> $= \text{マタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数} \times \text{相互接続局用L2SWユニット単価}$ $+ \text{マタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフエース数} \times \text{相互接続局用L2SW1Gインタフエース単価}$ $+ \text{マタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフエース数} \times \text{相互接続局用L2SW10Gインタフエース}$

SBC	単価
	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数（接続呼に係るものに限る。）をSBC収容率及びSBC呼処理部1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したものを、当該局のSBCユニット（呼処理部）数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット（呼処理部）数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量（接続呼に係るものに限る。）から算定したSBC同時接続数をSBC収容率及びSBCセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものを、当該局のSBCユニット（セッション管理部）数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット（セッション管理部）数は0とする。</p> <p>(3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量（接続呼に係るものに限る。）をSBCセッション数とし、これをSBC収容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セッション数で除したものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする。</p> <p>(4) ①のSBCユニット（呼処理部）数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のマルチIP音声系SBCユニット（呼処理部）数とする。</p> <p>(5) ②のSBCユニット（セッション管理部）数及び③のSBCユニット数から、それぞれ光IP電話に係るもの（当該局の最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、マルチIP音声系SBCユニット（セッション管理部）数及びマルチIP音声系SBCユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。</p> <p>局ごとSBC投資額</p> $= (\text{マルチIP音声系SBCユニット数} \times S$

	<p>BCユニット (呼処理部) 単価  +メタルIP音声系SBCユニット (セッション管理部) 数×SBCユニット (セッション管理部) 単価  +メタルIP音声系SBCユニット数×SBCユニット単価)  × (1+相互接続局共通設備投資額加算率)  + (メタルIP音声系SBCユニット (呼処理部) 数×SBCユニット (呼処理部) ソフトウェア単価  +メタルIP音声系SBCユニット (セッション管理部) 数×SBCユニット (セッション管理部) ソフトウェア単価  +メタルIP音声系SBCユニット数×SBCユニットソフトウェア単価  +SBC同時接続数×SBC同時接続数当たりソフトウェア単価)  × (1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
ENUMサーバ	<p>1 設備量の算定  (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数 (接続呼に係るものに限る。) から算定したENUMクエリ数をENUMサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサーバユニット数は0とする。  (2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数 (接続呼に係るものに限る。) から算定したENUMクエリ数及びDNSクエリ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUM・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局にENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、ENUM・DNS共通サーバユニット数は0とする。  (3) (1)のENUMサーバユニット数から光IP電話に係るもの (当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のメタルIP音声系ENUMサーバユニット数とする。  (4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに係</p>

	<p>るもの（クエリ数比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙時数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数（ENUM相当分）とする。</p> <p><u>2</u> 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとENUMサーバ投資額</p> $= (\text{メタルIP音声系ENUMサーバユニット数} \times \text{ENUMユニット単価} + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数} (\text{ENUM相当分}) \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率})$ $+ (\text{メタルIP音声系ENUMサーバユニット数} \times \text{ENUMユニット当たりソフトウェア単価} + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数} (\text{ENUM相当分}) \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット当たりソフトウェア単価} + \text{ENUMクエリ数} \times \text{ENUMクエリ当たりソフトウェア単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率})$
DNSサーバ	<p><u>1</u> 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙時呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙時数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。</p> <p>(3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの（クエリ数</p>

	<p>比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(DNS相当分)とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとDNSサーバ投資額</p> $= (\text{メタルIP音声系DNSサーバユニット数} \times \text{DNSユニット単価} \\ + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分)} \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット単価}) \\ \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) \\ + (\text{メタルIP音声系DNSサーバユニット数} \times \text{DNSユニット当たりソフトウェア単価} \\ + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分)} \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニットソフトウェア単価} \\ + \text{DNSクエリ数} \times \text{DNSクエリ当たりソフトウェア単価}) \\ \times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率})$
メタルケーブル	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km及び対kmを算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmは、局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算</p>

定する。

(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービスマルI P電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルI P音声系架空メタルケーブル対km、メタルI P音声系架空メタルケーブル延長km、メタルI P音声系地下メタルケーブル対km及びメタルI P音声系地下メタルケーブル延長kmとする。

2 総設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線延長kmを算定する。

(2) (1)によりき線延長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。

ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。

イ 架空光ケーブル及びびき線点速隔收容装置を設置する。

ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

エ 地下光ケーブル及びびき線点速隔收容装置を設置する。

(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。

(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。

(5) 伝送路の各区分において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長km及び対kmを算定する。

(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービスマルI P電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルI P音声系架空メタルケーブル対km、メタルI P音声系架空メタルケーブル延長km、メタルI P音声系地下メタルケーブル対km及びメタルI P音声系地下メタルケーブル延長kmとする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全て

	<p>の局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p><u>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額</u></p> <p><u>＝当該種別メタルIP音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架空メタルケーブル対km単価</u></p> <p><u>＋当該種別メタルIP音声系架空メタルケーブル延長km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価</u></p> <p><u>＋当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価</u></p> <p><u>＋当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価</u></p>
<p><u>加入系光ケーブル</u></p>	<p><u>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</u></p> <p><u>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長km及びびんkmを算定する。</u></p> <p><u>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、収容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</u></p> <p><u>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</u></p> <p><u>(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。</u></p> <p><u>(2) (1)によりき線亘長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</u></p> <p><u>ア 架空メタルケーブルを設置する。</u></p> <p><u>イ 架空光ケーブル及びき線点連隔収容装置を設置する。</u></p> <p><u>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</u></p> <p><u>エ 地下光ケーブル及びき線点連隔収容装置を設置する。</u></p> <p><u>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から</u></p>

	<p>近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長km及び心kmを算定する。</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系架空光ケーブル延長km、メタルIP音声系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額</p> <p>メタルIP音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価</p> <p>メタルIP音声系加入系架空光ケーブル延長km×(加入系架空光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価)</p> <p>メタルIP音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価</p> <p>メタルIP音声系加入系地下光ケーブル延長km×(加入系地下光ケーブル延長km単価+加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価)</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのルートについて、当該収容局のCWDMユニット数にCWDMIユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で経由する全てのルートについて、コア局渡りCWDMユニット数にCWDMIユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(3) ルートごとに、(1)及び(2)で算定した心線数を合計したものを</p>
中継系光ケーブル	

当該ループのCWDm心線数とする。

(4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心線数とする。

(5) (3)のCWDm心線数、(4)のPTNリング心線数、中継ターミネイバ分の心線数及び光子備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。

(6) (5)の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(5)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

(7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。

(8) (7)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。

(9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時間帯比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系中継系架空光ケーブル延長km、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。

## 2 投資額の算定

次の算定式によりループごとと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。

ループごとと光ケーブル投資額

$$= \text{メタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km} \times \text{中継系架空光ケーブル心km単価}$$

	<p>＋メタル I P 音声系中継系架空光ケーブル延長 km × 中継系架空光ケーブル延長 km 単価</p> <p>＋メタル I P 音声系中継系地下光ケーブル心 km × 中継系地下光ケーブル心 km 単価</p> <p>＋メタル I P 音声系中継系地下光ケーブル延長 km × 中継系地下光ケーブル延長 km 単価</p>
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間には有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(2) (1)の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心 km 及び有中継海底光ケーブル延長 km とする。</p> <p>(3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を無中継海底光ケーブル条数とする。</p> <p>(4) (3)の無中継海底光ケーブル条数から1を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。</p> <p>(5) (3)及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心 km 及び無中継海底光ケーブル延長 km とする。</p> <p>(6) ルーゴとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心 km、有中継海底光ケーブル延長 km、無中継海底光ケーブル心 km 及び無中継海底光ケーブル延長 km (それぞれ当該ルーゴが属する全ての区間について合計したものの。)からそれぞれデータ系</p>

	<p>カーブに係るもの及び光IP電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルIP音声系有中継海底光ケーブル心km、メタルIP音声系有中継海底光ケーブル延長km、メタルIP音声系無中継海底光ケーブル心km及びメタルIP音声系無中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底光ケーブル投資額</p> <p>＝メタルIP音声系有中継海底光ケーブル心km×（有中継海底光ケーブル心km当たり単価＋海底光ケーブル心km当たり漁業補償費）</p> <p>＋メタルIP音声系有中継海底光ケーブル延長km×有中継海底光ケーブル延長km当たり単価</p> <p>＋メタルIP音声系無中継海底光ケーブル心km×（無中継海底光ケーブル心km当たり単価＋海底光ケーブル心km当たり漁業補償費）</p> <p>＋メタルIP音声系無中継海底光ケーブル延長km×無中継海底光ケーブル延長km当たり単価</p>
<p>海底中間中継伝送装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間中有中継海底光ケーブルを使用する場合には、区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したものの（1に満たない端数は切り捨てるものとする。）を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルIP音声系海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(3) (1)の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を1ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p>

	<p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのルータについて合計したもの。）からデータ系サービスマルチメディアIP電話に係るもの（ルータごとに心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチメディア音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりルータごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。</p> <p>ルータごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{マルチメディア音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ <p>局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額</p> $= \text{マルチメディア音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該区間の通信量を勘案して求められた52Mbps数を、変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mbps数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を変復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52Mbps数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の変復調回線切替装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのルータについて合計したもの。）を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を変復調回線切替装置架数とし、(1)の無線送受信装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのルータについて合計したもの。）を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無線送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び</p>

	<p>無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系変復調回線切替装置ユニット数、マルチIP音声系変復調回線切替装置架数、マルチIP音声系無線送受信装置ユニット数及びマルチIP音声系無線送受信装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \text{マルチIP音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{マルチIP音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価}$ $+ \text{マルチIP音声系無線送受信装置ユニット数} \times \text{無線送受信装置ユニット単価}$ $+ \text{マルチIP音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架・共通部単価}$
<p>インタフェース交換装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置又は通信衛星設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該区間の通信量を勘案して求められた52Mbps数をインタフェース交換装置ポート収容率で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース交換装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のインタフェース交換装置インタフェース数をインタフェース交換装置1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース交換装置ユニット数とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース交換装置インタフェース数及びインタフェース交換装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系インタフェース交換装置ユニット数及びマルチIP音声系インタフェース交換装置インタフェース数とする。</p>

	<p><u>2 投資額の算定</u>  <u>次の算定式により局ごとイソタフエース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、イソタフエース変換装置投資額を算定する。</u>  <u>局ごとイソタフエース変換装置投資額</u>  <math display="block">= \text{メタル I P 音声系イソタフエース変換装置ユニット数} \times \text{イソタフエース変換装置ユニット単価}</math> <math display="block">+ \text{メタル I P 音声系イソタフエース変換装置イソタフエース数} \times \text{イソタフエース変換装置イソタフエースポート単価}</math></p>
<p><u>無線アンテナ</u></p>	<p><u>1 設備量の算定</u>  <u>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に1経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。</u>  <u>(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（ループごとに QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系無線アンテナ数とする。</u></p> <p><u>2 投資額の算定</u>  <u>次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</u>  <u>局ごと無線アンテナ投資額</u>  <math display="block">= \text{メタル I P 音声系無線アンテナ数} \times \text{アンテナ単価}</math></p>
<p><u>無線鉄塔</u></p>	<p><u>1 設備量の算定</u>  <u>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を最大アンテナ搭載数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</u>  <u>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（ループごとに QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系地上</u></p>

	<p>設置用無線鉄塔数及びマルチIP音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額</p> $= \text{マルチIP音声系地上設置用無線鉄塔数} \times \text{地上設置用鉄塔単価}$ $+ \text{マルチIP音声系屋上設置用無線鉄塔数} \times \text{屋上設置用鉄塔単価}$
<p>衛星通信設備</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数にチャネル切上単位 (52M) を乗じたものを地球局必要回線数とする。</p> <p>(2) (1)の地球局必要回線数を、1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置 (この項において「TDM A装置」という。) 架当たり最大収容回線数で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) をTDM A装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局1局ごとに衛星アンテナ数は1組とし、本土側地球局1局ごとに衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDM A装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数 (それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。) からそれぞれデータ系サービスマルチIP電話に係るもの (ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のマルチIP音声系トランスポンダ数、マルチIP音声系TDM A装置架数、マルチIP音声系衛星送受信装置架数、マルチIP音声系衛星アンテナ数及びマルチIP音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p>

	<p>局ごと衛星通信設備投資額</p> $= \text{メートル I P 音声系 トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価}$ $+ \text{メートル I P 音声系 TDM A 装置架数} \times \text{TDM A 装置架単価}$ $+ \text{メートル I P 音声系 衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価}$ $+ \text{メートル I P 音声系 衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価}$ $+ \text{メートル I P 音声系 衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価}$
<p>加入系電柱</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メートルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るものを控除したものを当該局のメートル I P 音声系加入系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> $= \text{メートル I P 音声系加入系電柱本数} \times \text{電柱単価} \times \text{電柱共架率}$
<p>中継系電柱</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>ルートごとに、中継系管路延長 km (離島設備の適用区間を除く。) に中継線路架空比率を乗じて中継系電柱間隔で除したものを (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該ルートの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの (心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該ルートのメートル I P 音声系中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりルートごと中継系電柱投資額を求め、全てのルートについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。</p> $= \text{メートル I P 音声系中継系電柱本数} \times \text{電柱単価}$
<p>加入系管路</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、地下メートルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区</p>

	<p>間里程の合計を当該局の加入系管路亘長kmとする。</p> <p>② <u>①の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条数km及びインナーパイプ延長kmとし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条数km及びインナーパイプ延長kmとする。</u></p> <p>③ <u>局ごとに、加入系管路条数km及び加入系管路亘長kmから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ポツクスを適用した区間を控除する。</u></p> <p>④ <u>③の加入系管路条数km、加入系管路亘長km及び②のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系管路条数km、メタル I P 音声系加入系管路亘長km及びメタル I P 音声系インナーパイプ延長kmとする。</u></p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと加入系管路投資額</p> $\begin{aligned} & \text{メタル I P 音声系加入系管路条数km} \times (\text{加入系管路条数km} \\ & \text{あたり単価} + \text{管路条数km} \text{あたり災害対策増分単価}) \\ & + \text{メタル I P 音声系加入系管路亘長km} \times \text{加入系管路亘長} \\ & \text{km} \text{あたり単価} \\ & + \text{メタル I P 音声系インナーパイプ延長km} \times \text{インナーパイプ} \\ & \text{延長km} \text{あたり単価} \end{aligned}$
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>① <u>ループごとに、ループ延長km（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路亘長kmとする。</u></p> <p>② <u>光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したものの（①に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、これに中継系管路亘長kmを乗じたものを中継系管路条数とする。</u></p> <p>③ <u>①及び②で算定した中継系管路条数km及び中継系管路亘長kmか</u></p>

	<p>らそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系管路 km 及びメタル I P 音声系中継系管路 亘長 km とする。</p> <p><u>2</u> 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該ループが属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額</p> $\frac{\text{メタル I P 音声系中継系管路条 km} \times (\text{中継系管路条 km 当たり単価} + \text{管路条 km 当たり災害対策増分単価})}{\text{メタル I P 音声系中継系管路 亘長 km} \times \text{中継系管路 亘長 km 当たり単価}}$
<p><u>加入系中口径管路</u></p>	<p><u>1</u> 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路 亘長 km にき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路 亘長 km とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 局ごとに、中口径管路 亘長 km に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系中口径管路 亘長 km とする。</p> <p><u>2</u> 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額</p> $\frac{\text{メタル I P 音声系加入系中口径管路 亘長 km} \times \text{中口径管路 亘長 km 当たり単価}}{\text{中継系中口径管路}}$
<p><u>中継系中口径管路</u></p>	<p><u>1</u> 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した中口径管路 亘長 km を管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごと中口径管路 亘長 km とする。</p>

	<p>(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごとと中口径管路長<math>km</math>に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系中口径管路長<math>km</math>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごとと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>ループごとと中継系中口径管路投資額</p> $= \text{メタル I P 音声系中継系中口径管路長 } km \times \text{中口径管路長 } km \text{ 当たり単価}$
<p>加入系共同溝</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路長<math>km</math>にき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝長<math>km</math>とする。</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝長<math>km</math>に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系共同溝長<math>km</math>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごとと加入系共同溝投資額</p> $= \text{メタル I P 音声系加入系共同溝長 } km \times \text{共同溝長 } km \text{ 当たり単価}$
<p>中継系共同溝</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した共同溝長<math>km</math>を、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごとと共同溝長<math>km</math>とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごとと共同溝長<math>km</math>に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系共同溝長<math>km</math>とする。</p>

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系共同溝投資額</p> <p style="text-align: center;">＝メタル I P 音声系中継系共同溝 巨長 km × 共同溝 巨長 km 当たり単価</p>
<p>加入系とう道</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路 巨長 km にき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道 巨長 km とする。</p> <p>(2) 局ごとに、とう道 巨長 km に加入系管路条数比率を乗じたものからデータサービス及び光 I P 電話に係るもの (メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系とう道 巨長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額</p> <p style="text-align: center;">＝メタル I P 音声系加入系とう道 巨長 km × (とう道 巨長 km 当たり単価 + とう道 巨長 km 当たり災害対策増分単価)</p>
<p>中継系とう道</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定したとう道 巨長 km を、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごととう道 巨長 km とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごとループごととう道 巨長 km に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データサービス及び光 I P 電話に係るもの (心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系とう道 巨長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系とう道投資額</p> <p style="text-align: center;">＝メタル I P 音声系中継系とう道 巨長 km × (とう道 巨長 km</p>

<p>電線共同溝</p>	<p>当たり単価＋とう道亘長km当たり災害対策増分単価)</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系サービズ及びび光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系電線共同溝延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額</p> <p>＝メタル I P 音声系電線共同溝延長km×電線共同溝延長km</p> <p>当たり単価</p>
<p>自治体管路</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系サービズ及びび光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系自治体管路延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>
<p>情報ボックス</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び</p>

	<p>配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系サービスマルIP電話に係るもの(マルチ回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のマルチIP音声系情報ボックス延長kmとする。</p> <p><u>2 投資額の算定</u> 情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
<p><u>空調設備</u></p>	<p><u>1 R-T-BOX (収容局 (マルチ回線収容装置架数及びF-TTH架数 (OLT及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。))の合計が3以下で、かつ、共用架数が1以下のものに限る。))又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。))に設置する場合の設備量の算定</u> 空調設備は、R-T-BOXの局舎と一体のものとし、別途設備量の算定は行わない。</p> <p><u>2 R-T-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定</u></p> <p><u>(1) 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値 (1に満たない端数は、切り上げるものとする。))に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別 (空調設備 (大) 又は空調設備 (小) ) を選択する。</u></p> <p><u>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの (電力容量比により算定するものとする。)) を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごとマルチIP音声系空調設備台数とする。</u></p> <p><u>3 投資額の算定</u> 次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p><u>局ごと空調設備投資額</u> = マルチIP音声系空調設備 (大) 台数 × 空調設備 (大) 1台当たり単価 + マルチIP音声系空調設備 (小) 台数 × 空調設備 (小) 1台当たり単価</p> <p><u>1 設備量の算定</u> <u>(1) 大規模局 (相互接続局、コア局及び収容局 (緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。)) をいう。以</u></p>
<p><u>電力設備 (整流装置)</u></p>	

	<p>下同じ。)及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を整流装置系統数とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に整流器予備ユニット数を加えたものを整流装置1系統当たり整流器ユニット数とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統当たり整流器ユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を整流装置1系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり整流器ユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系サーベイス及び光IP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除し、全ての整流装置区画について合計したものを当該局のメタルIP音声系整流装置基本部数、メタルIP音声系整流装置増設架数及びメタルIP音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系整流装置基本部数} \times \text{整流装置基本部単価}$ $+ \text{メタルIP音声系整流装置増設架数} \times \text{整流装置増設架単価}$ $+ \text{メタルIP音声系整流器ユニット数} \times \text{整流器ユニット単価}$
電力設備 (直流変換電源装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を当該局の警察消防用回線所要電流値とする。</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架当たり最大電流で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるも</p>

	<p>のとする。)を当該局の直流変換電源装置架数とする。</p> <p><u>2 投資額の算定</u>  <u>次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</u>  <u>局ごと直流変換電源装置投資額</u>  <u>=直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架当たり単価</u></p>
<p>電力設備 (交流無停電電源装置)</p>	<p><u>1 設備量の算定</u>  <u>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要電力の合計を交流100V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置 (100V用最大規格) の規定容量で除したものの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置 (100V用最大規格) 台数とする。また、それによって生じた交流100V総所要電力の余りから交流無停電電源装置 (100V用直近上位規格) を選定し、当該交流無停電電源装置 (100V用直近上位規格) の台数を1とする。</u>  <u>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置 (200V用最大規格) の規定容量で除したものの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置 (200V用最大規格) 台数とする。また、それによって生じた交流200V総所要電力の余りから交流無停電電源装置 (200V用直近上位規格) を選定し、当該交流無停電電源装置 (200V用直近上位規格) の台数を1とする。</u>  <u>(3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置 (100V) 台数及び規格ごとの交流無停電電源装置 (200V) 台数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの (当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置 (100V) 台数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置 (200V) 台数とする。</u></p> <p><u>2 投資額の算定</u>  <u>次の算定式により局ごとに規格ごと交流無停電電源装置投資額 (100V) 及び規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</u>  <u>規格ごと交流無停電電源装置 (100V) 投資額</u></p>

	<p>＝当該規格メタル I P 音声系交流無停電電源装置 (100 V)  台数×当該規格交流無停電電源装置 (100 V) 単価  規格ごと交流無停電電源装置 (200 V) 投資額  ＝当該規格メタル I P 音声系交流無停電電源装置 (200 V)  台数×当該規格交流無停電電源装置 (200 V) 単価</p>
電力設備 (蓄電池)	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の整流装置用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた整流装置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該整流装置用蓄電池 (直近上位規格) の組数を 1 とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100 V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を 1 とする。</p> <p>(3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (200 V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を 1 とする。</p> <p>(4) (1) から (3) まで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、</p>

交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数及び交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声整流装置用蓄電池組数、規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数とする。

## 2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定

(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものが(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。

(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

## 3 投資額の算定

次の算定式により局ごとに規格ごと整流装置用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池投資額及び規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。

規格ごと整流装置用蓄電池投資額

$$= \text{当該規格メタルIP音声系整流装置用蓄電池組数} \times \text{当該規格整流装置用蓄電池単価}$$

規格ごと交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池投資額

$$= \text{当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数} \times \text{当該規格交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池単価}$$

	<p>規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格マルチIP音声系交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池単価</p> <p>規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格マルチIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価</p>
電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置 (直近上位規格) を選定し、当該受電装置 (直近上位規格) の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、マルチIP電話相当分の所要電力容量により算定した受電装置所要容量を当該局のマルチIP音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額</p> <p>＝マルチIP音声系受電装置所要容量×受電装置単位容量当たり単価</p>
電力設備 (発電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニ</p>

	<p>ット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</p> <p>② 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置（200V）を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p> <p>③ 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。</p> <p>④ ①から③までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置（最大規格）の規定容量で除したものを（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから発電装置（直近上位規格）台数を選定し、当該発電装置（直近上位規格）の台数を1とする。</p> <p>⑤ ①から④までにおいて、メタルIP電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額  <math display="block">= \text{メタルIP音声系発電装置所要容量} \times (\text{発電装置単位容量当たり単価} + \text{発電装置単位容量当たり停電対策増分単価})</math></p>
電力設備（小規模局用電源装置）	<p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX以外小規模局用）の1台当たり最大電流で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT-BOX以外小規模局用）台数とし、データ系サービズ及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX以外小規模局用）台数とする。</p>

	<p><u>2</u> RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置 (RT-BOX用最大規格) 1台当たり最大電流で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置 (RT-BOX用最大規格) 台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置 (RT-BOX用直近上位規格) を選定し、当該小規模局用電源装置 (RT-BOX用直近上位規格) の台数を1台とする。</p> <p>(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置 (RT-BOX用) 台数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの(電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとマルIP音声系小規模局用電源装置 (RT-BOX用) 台数とする。</p> <p><u>3</u> 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置 (RT-BOX以外の小規模局用) 投資額及び規格ごと小規模局用電源装置 (RT-BOX用) 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>小規模局用電源装置 (RT-BOX以外の小規模局用) 投資額      ≡マルIP音声系小規模局用電源装置 (RT-BOX以外の小規模局用) 台数×小規模局用電源装置 (RT-BOX以外の小規模局用) 単価</p> <p>規格ごと小規模局用電源装置 (RT-BOX用) 投資額      ≡当該規格マルIP音声系小規模局用電源装置 (RT-BOX用) 台数×当該規格小規模局用電源装置 (RT-BOX用) 単価</p>
電力設備 (可搬型発動発電機)	<p><u>1</u> 設備量の算定</p> <p>(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機所要容量とする。</p> <p>(2) 可搬型発動発電機容量を小規模局ごとの総電流比により配賦したものを当該局の可搬型発動発電機容量とし、データ系サービスマルIP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のマルIP音声系可搬型発動発電機所要容量とする。</p> <p><u>2</u> 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。</p> <p>可搬型発動発電機投資額</p> <p>＝メタル I P 音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位容量当たり単価</p>
<p>機械室建物</p>	<p>1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからスまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア メタル回線収容装置の架数に当該設備の架数当たり面積を乗じたもの</p> <p>イ CSSの架数及びCS用DBの架数に、それぞれ当該設備の架数当たり面積を乗じたものを合計したもの</p> <p>ウ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架数当たり面積を乗じたものを合計したもの</p> <p>エ 衛星通信設備のTDMA装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架数当たり面積を乗じたものを合計したもの</p> <p>オ 消防警察トランクの架数に当該設備の架数当たり面積を乗じたもの</p> <p>カ 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架数当たり面積を乗じたもの</p> <p>キ SBCの架数、ENUMサーバの架数、DNSサーバの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架数当たり面積を乗じたもの</p> <p>ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの</p> <p>ケ 種別ごとに、光ケーブル成端架収容心線数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの</p> <p>コ 海底中間中継伝送装置用給電装置架数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの</p> <p>サ オペレーション設備の所要面積</p>

シ 共用架搭載設備（マルチ回線收容装置用L2 SW、音声收容ルータ、共用收容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2 SW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、関門系ルータ及び相互接続局用L2 SW）ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの

ス マルチ回線收容装置、光信号分離装置、OLT、CS、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のうち最大のものを

(2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。

ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計

イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの

ロ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計

オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計

カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計

キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計

ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改のための面積の合計

(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を当該局の空調設備面積とする。

(4) 局ごとに、(1)クで算定した面積を当該局のケーブル室面積とする。

(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1 から建物付帯設備面積付

	<p>加係数を減じたものを乗じ、建物付帯設備面積付加係数で除したものを当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>(7) (1)から(6)までにおいて、メタルIP電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルIP音声系機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系RT-BOX数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>(1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルIP音声系機械室建物面積×(複数階局機械室建物建設単価+複数階局機械室建物災害対策増分単価)</p> <p>(2) 局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルIP音声系機械室建物面積×局舎種別ごと機械室建物建設単価</p> <p>(3) 局舎種別が平屋局であつて(2)以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルIP音声系機械室建物面積×(平屋局機械室建物建設単価+平屋局機械室建物災害対策増分単価)</p> <p>(4) 局舎種別がRT-BOXの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルIP音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p>
機械室土地	<p>1 局舎種別の選定基準</p> <p>(1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。</p> <p>(2) その他の局(RT-BOXを除く。)の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び</p>

<p>機械室土地の資本コスト（減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。）及び保守コスト（施設保全費及び撤去費用の合計をいう。）の合計を比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>2 複数階局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除いたものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除いたものを当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) ①の機械室土地面積から、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。</p> <p>3 平屋局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除いたもの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(2) ①の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。</p> <p>4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定</p> <p>局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合使用する土地単価係数は、当該局が属する都道府県の値とする。</p>
--

	局ごと機械室土地投資額 $= \text{メタル I P 音声系機械室土地面積} \times (\text{固定資産評価額} \div \text{土地単価時価修正係数}) \times \text{土地単価時点修正係数}$
監視設備 (総合監視)	監視設備 (総合監視) 投資額 $= \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{監視設備 (総合監視) 対投資額比率}$ 注 ネットワーク設備とは、別表第1の1第2表に規定する設備区分に係る設備をいう。以下この表において同じ。
監視設備 (収容局設備)	監視設備 (収容局設備) 投資額 $= (\text{音声収容ルータ投資額} + \text{共用収容ルータ投資額} + \text{メタル回線収容装置投資額} + \text{メタル回線収容装置用 L2 SW 投資額} + \text{消防警察トランク投資額} + \text{警察消防用回線集約装置投資額}) \times \text{監視設備 (収容局設備) 対投資額比率}$
監視設備 (コア局設備)	監視設備 (コア局設備) 投資額 $= (\text{共用コアルータ投資額} + \text{コア局用 L2 SW 投資額} + \text{CS 投資額}) \times \text{監視設備 (コア局設備) 対投資額比率}$
監視設備 (伝送無線機械)	監視設備 (伝送無線機械) 投資額 $= (\text{伝送装置投資額} + \text{中間中継伝送装置投資額} + \text{無線伝送装置投資額} + \text{イオンタエース変換装置投資額} + \text{無線アンテナ投資額} + \text{無線鉄塔投資額} + \text{衛星通信設備投資額}) \times \text{監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率}$
監視設備 (市外線路)	監視設備 (市外線路) 投資額 $= \text{市外線路投資額 (中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計)} \times \text{監視設備 (市外線路) 対投資額比率}$
監視設備 (市内線路)	監視設備 (市内線路) 投資額 $= \text{市内線路投資額 (加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計)} \times \text{監視設備 (市内線路) 対投資額比率}$
共通用建物	共通用建物投資額 $= \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{共通用建物対投資額比率}$
共通用土地	共通用土地投資額 $= \text{ネットワーク設備投資額合計} \times \text{共通用土地対投資額比率} \times \text{共通用土地単価修正係数}$
構築物	構築物投資額 $= (\text{機械室建物投資額} + \text{共通用建物投資額}) \times \text{構築物対投資額}$

	比率
機械及び装置	機械及び装置投資額 ＝ネットワーク設備投資額合計×機械及び装置対投資額比率
車両	車両投資額 ＝ネットワーク設備投資額合計×車両対投資額比率
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額 ＝ネットワーク設備投資額合計×工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定資産	無形固定資産投資額 ＝ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産（ソフトウェア以外）対投資額比率

別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値

第1表

項 目	数 値	単 位
[略]		
き線管路総延長	125,689	km
[略]		
電線共同溝総延長	1,534	km
情報ボックス総延長	8,295	km
[略]		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.8445	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6787	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7159	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.0587	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6319	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7546	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8172	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7179	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7319	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7401	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.8839	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9099	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.0641	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9304	—
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7633	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8291	—

別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値

項 目	数 値	単 位
[同左]		
き線管路総延長	127,955	km
[同左]		
電線共同溝総延長	1,515	km
情報ボックス総延長	8,274	km
[同左]		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.8342	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6847	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7212	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.0470	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6377	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7560	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8189	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7221	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7403	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7476	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.8891	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9070	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.0748	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9338	—
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7711	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8334	—

土地単価時点補正係数 (石川県)	0.7984	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.7142	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.7546	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.7614	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8026	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.8299	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9981	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.7865	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.8631	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9563	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9296	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.8858	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8400	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.6917	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.6797	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.7356	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8278	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8511	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.7218	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.6405	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.7011	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.7546	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.6115	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.9819	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.7392	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.7882	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.8809	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.8040	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.7980	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.7068	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	1.2330	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001478	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.05510	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.07672	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03456	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01118	—

土地単価時点補正係数 (石川県)	0.8043	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.7214	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.7611	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.7663	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8136	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.8427	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	1.0098	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.7952	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.8724	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9646	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9368	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.8905	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8481	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.7002	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.6865	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.7422	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8316	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8552	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.7234	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.6469	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.7072	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.7625	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.6171	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.9642	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.7365	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.7914	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.8777	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.8025	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.8018	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.7152	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	1.2187	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001481	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.05500	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.07619	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03454	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01132	—

監視設備 (伝送無線機械)	対投資額比率	0.1010	—
共通用建物	対投資額比率	0.01028	—
共通用土地	対投資額比率	0.006948	—
[略]			
構築物	対投資額比率	0.06697	—
機械及び装置	対投資額比率	0.0006632	—
車両	対投資額比率	0.0001294	—
工具、器具及び備品	対投資額比率	0.004890	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	対投資額比率	0.01566	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	対投資額比率	0.003991	—

第2表

項	目	数	値	単位
メタルケーブ	(小) 規格対数(1)	5		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(2)	10		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(3)	20		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(4)	30		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(5)	50		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(6)	100		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(7)	200		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(8)	400		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(9)	600		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(10)	800		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(11)	1,000		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(12)	1,200		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(13)	1,400		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(14)	1,600		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(15)	1,800		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(16)	2,000		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(17)	2,400		対
メタルケーブ	(小) 規格対数(18)	3,000		対
メタルケーブ	(中) 規格対数(1)	5		対
メタルケーブ	(中) 規格対数(2)	10		対
メタルケーブ	(中) 規格対数(3)	20		対
メタルケーブ	(中) 規格対数(4)	30		対
メタルケーブ	(中) 規格対数(5)	50		対

監視設備 (伝送無線機械)	対投資額比率	0.1075	—
共通用建物	対投資額比率	0.01003	—
共通用土地	対投資額比率	0.006876	—
[同左]			
構築物	対投資額比率	0.06682	—
機械及び装置	対投資額比率	0.0006599	—
車両	対投資額比率	0.0001194	—
工具、器具及び備品	対投資額比率	0.004942	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	対投資額比率	0.01572	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	対投資額比率	0.004290	—

【新設】

メタルケーブール (中) 規格対数(6)	100		対
メタルケーブール (中) 規格対数(7)	200		対
メタルケーブール (中) 規格対数(8)	400		対
メタルケーブール (中) 規格対数(9)	600		対
メタルケーブール (中) 規格対数(10)	800		対
メタルケーブール (中) 規格対数(11)	1,000		対
メタルケーブール (中) 規格対数(12)	1,200		対
メタルケーブール (大) 規格対数(1)	5		対
メタルケーブール (大) 規格対数(2)	10		対
メタルケーブール (大) 規格対数(3)	20		対
メタルケーブール (大) 規格対数(4)	30		対
メタルケーブール (大) 規格対数(5)	50		対
メタルケーブール (大) 規格対数(6)	100		対
メタルケーブール (大) 規格対数(7)	200		対
メタルケーブール (大) 規格対数(8)	400		対
メタルケーブール (大) 規格対数(9)	600		対
メタルケーブール (小) 最大規格対数	3,000		対
メタルケーブール (中) 最大規格対数	1,200		対
メタルケーブール (大) 最大規格対数	600		対
加入系光ケーブール規格心数(1)	8		心
加入系光ケーブール規格心数(2)	16		心
加入系光ケーブール規格心数(3)	24		心
加入系光ケーブール規格心数(4)	32		心
加入系光ケーブール規格心数(5)	40		心
加入系光ケーブール規格心数(6)	60		心
加入系光ケーブール規格心数(7)	80		心
加入系光ケーブール規格心数(8)	100		心
加入系光ケーブール規格心数(9)	120		心
加入系光ケーブール規格心数(10)	160		心
加入系光ケーブール規格心数(11)	200		心
加入系光ケーブール規格心数(12)	300		心
加入系光ケーブール規格心数(13)	400		心
加入系光ケーブール規格心数(14)	500		心
加入系光ケーブール規格心数(15)	600		心
加入系光ケーブール規格心数(16)	800		心
加入系光ケーブール規格心数(17)	1,000		心

加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	—
加入系光子備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブ (小) 最大伝送距離	2	km
メタルケーブ (中) 最大伝送距離	4	km
メタルケーブ (大) 最大伝送距離	7	km
メタルケーブ (小) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブ (中) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブ (大) 最大規格対数 (架空)	200	対
加入系光ケーブ最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブ最大規格心数 (架空)	200	心
メタルケーブ (小) 径(1)	11	mm
メタルケーブ (小) 径(2)	11	mm
メタルケーブ (小) 径(3)	12	mm
メタルケーブ (小) 径(4)	14	mm
メタルケーブ (小) 径(5)	16	mm
メタルケーブ (小) 径(6)	19	mm
メタルケーブ (小) 径(7)	23	mm
メタルケーブ (小) 径(8)	30	mm
メタルケーブ (小) 径(9)	35	mm
メタルケーブ (小) 径(10)	39	mm
メタルケーブ (小) 径(11)	43	mm
メタルケーブ (小) 径(12)	47	mm
メタルケーブ (小) 径(13)	50	mm
メタルケーブ (小) 径(14)	53	mm
メタルケーブ (小) 径(15)	56	mm
メタルケーブ (小) 径(16)	59	mm
メタルケーブ (小) 径(17)	63	mm
メタルケーブ (小) 径(18)	70	mm
メタルケーブ (中) 径(1)	13	mm
メタルケーブ (中) 径(2)	14	mm
メタルケーブ (中) 径(3)	16	mm
メタルケーブ (中) 径(4)	18	mm
メタルケーブ (中) 径(5)	21	mm
メタルケーブ (中) 径(6)	28	mm

メタルケーシング (中) 径(7)		33	mm
メタルケーシング (中) 径(8)		44	mm
メタルケーシング (中) 径(9)		53	mm
メタルケーシング (中) 径(10)		60	mm
メタルケーシング (中) 径(11)		67	mm
メタルケーシング (中) 径(12)		70	mm
メタルケーシング (大) 径(1)		14	mm
メタルケーシング (大) 径(2)		18	mm
メタルケーシング (大) 径(3)		23	mm
メタルケーシング (大) 径(4)		27	mm
メタルケーシング (大) 径(5)		34	mm
メタルケーシング (大) 径(6)		38	mm
メタルケーシング (大) 径(7)		43	mm
メタルケーシング (大) 径(8)		59	mm
メタルケーシング (大) 径(9)		70	mm
加入系光ファイバケーシング 径(1)		11	mm
加入系光ファイバケーシング 径(2)		11	mm
加入系光ファイバケーシング 径(3)		11	mm
加入系光ファイバケーシング 径(4)		11	mm
加入系光ファイバケーシング 径(5)		11	mm
加入系光ファイバケーシング 径(6)		11	mm
加入系光ファイバケーシング 径(7)		13	mm
加入系光ファイバケーシング 径(8)		13	mm
加入系光ファイバケーシング 径(9)		15	mm
加入系光ファイバケーシング 径(10)		15	mm
加入系光ファイバケーシング 径(11)		17	mm
加入系光ファイバケーシング 径(12)		19	mm
加入系光ファイバケーシング 径(13)		19	mm
加入系光ファイバケーシング 径(14)		23	mm
加入系光ファイバケーシング 径(15)		23	mm
加入系光ファイバケーシング 径(16)		23	mm
加入系光ファイバケーシング 径(17)		30	mm
インナーパイプ径 (外径) (1)		27	mm
インナーパイプ径 (外径) (2)		36	mm
インナーパイプ径 (外径) (3)		47	mm
インナーパイプ径 (外径) (4)		56	mm

インナーパイプ径 (内径) (1)	14	mm
インナーパイプ径 (内径) (2)	23	mm
インナーパイプ径 (内径) (3)	32	mm
インナーパイプ径 (内径) (4)	40	mm
インナーパイプ径 (空径) (1)	42	mm
インナーパイプ径 (空径) (2)	33	mm
インナーパイプ径 (空径) (3)	22	mm
インナーパイプ径 (空径) (4)	13	mm
予備管路当たり最大管路数	15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ピル数算定式二次係数	-0.0000007	—
引込ピル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ピル数算定式定数	0	—
き線管路総延長	125,689	km
自治体管路総延長	39	km
電線共同溝総延長	1,534	km
情報ボックス総延長	8,295	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯バリエータ (アナログ電話)	1	—
時間帯バリエータ (総合デジタル通信サービス)	1	—
時間帯バリエータ (光 I P 電話)	1	—
呼完了率 (アナログ電話)	0.7	—
呼完了率 (総合デジタル通信サービス)	0.7	—
呼完了率 (光 I P 電話)	0.7	—
1接続当たり音声帯域	105	kbps

1接続1秒当たり音声パケット数	100	pps
QoS制御係数	1.26	—
6Mbps当たり帯域	6	Mbps
1Pデータ系Mbps当たりパケット数	261	pps/Mbps
メタル回線収容装置アナログ電話用ポート当たり最大収容回線数	24	回線/ポート
メタル回線収容装置第一種総合デジタル通信サービスイ用ポート当たり最大収容回線数	8	回線/ポート
メタル回線収容装置第二種総合デジタル通信サービスイ用ポート当たり最大収容回線数	1	回線/ポート
メタル回線収容装置アナログ電話用ポート当たり占用スロット数	1	スロット/ポート
メタル回線収容装置第一種総合デジタル通信サービスイ用ポート当たり占用スロット数	1	スロット/ポート
メタル回線収容装置第二種総合デジタル通信サービスイ用ポート当たり占用スロット数	2	スロット/ポート
メタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数	28	スロット/ユニット
メタル回線収容装置1ユニット当たり100Mインタフェース数	4	1F/ユニット
メタル回線収容装置回線収容率	0.9	—
メタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数	48	1F/ユニット
メタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大処理Mbps数	77.37	Mbps/ユニット
メタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり収容ルータ接続数	1	ユニット/ユニット
メタル回線収容装置ポート収容率	0.875	—
メタル回線収容装置用L2SW収容率	1	—
メタル回線収容装置用L2SW冗長化係数	2	ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数	26	1F/ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域	44,000	Mbps/

音声収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時パケット数	65	ユニット Mbps/ ユニット
音声収容ルータ収容率	0.9	—
音声収容ルータ冗長化係数	2	ユニット
共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数	26	1F/ボ ード
共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数	2	1F/ボ ード
共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数	1	ボード/ ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	1	ボード/ ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時帯域	44,000	Mbps/ ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時パケット数	65	Mpps/ ユニット
共用収容ルータ間渡り10Gポート数	1	ポート/ ユニット
共用収容ルータ収容率	0.8	—
専用6Mパス収容回線数(低速)	96	回線/6 Mパス
専用6Mパス収容回線数(高速メタル)	48	回線/6 Mパス
専用6Mパス収容回線数(高速光)	4	回線/6 Mパス
中間中継伝送装置平均距離(CWDM)	80	km
中間中継伝送装置平均距離(PTN)	80	km
コア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数	48	1F/ユ ニット
コア局用L2SW冗長化係数	2	ユニット
共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数	40	1F/ボ ード
共用コアルータ100Gボード当たり最大収容インタフェース数	4	1F/ボ ード
共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	1	ボード/ ユニット

共用コアルータ1ユニット当たり最大100Gポート数	1	ユニット/ ポート/ ユニット
共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域	800,000	Mbps/ ユニット
共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時パケット数	600	Mpps/ ユニット
共用コアルータ収容率	0.8	二
CS1ユニット当たり最大処理回線数	260,000	回線/ ユニット
CS収容率	1	二
CS冗長化係数	2	ユニット
CS用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数	2,190,000	BHCA /ユニット
CS用DB収容率	1	二
CS用DB冗長化係数	2	ユニット
閉門系ルータ10Gポート当たり最大収容インタフェース数	48	IF/ ポート
閉門系ルータ1ユニット当たり最大10Gポート数	2	ポート/ ユニット
閉門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域	705,000	Mbps/ ユニット
閉門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時パケット数	367	Mpps/ ユニット
閉門系ルータ収容率	0.6	二
相互接続局用L2SW予備1Gインタフェース数	3	IF
相互接続局用L2SW予備10Gインタフェース数	1	IF
相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数	40	IF/ ユニット
SBC呼処理部1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数	0	BHCA /ユニット
SBCセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数	0	回線数/ ユニット
SBC1ユニット当たり最大処理セッション数	15,000	セッション

SBC収容率	0.8	シ/ユニ ット
ENUMクエリ対最繁時呼数比率	1	クエリ/ BHCA
ENUMサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数	97,200,000	クエリ/ ユニット
DNSクエリ対最繁時呼数比率	1	クエリ/ BHCA
DNSサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数	97,200,000	クエリ/ ユニット
ENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数	0	クエリ/ ユニット
ENUMサーバ収容率	0.8	＝
DNSサーバ収容率	0.8	＝
中継系電柱間隔	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル 条数/管 路
チャネル切上単位 (52M)	672	＝
架当たり回線数 (主配線盤)	150,000	回線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架大)	2,000	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架中)	389	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
CWDM低速 10Gカード当たり最大収容インタフェース数	1	IF/カ ード
CWDM低速 STM-1カード当たり最大収容 STM-1 インタフェース数	4	IF/カ ード
CWDM高速 インタフェース最大波長数	8	波長/IF
CWDM1 ユニット当たり心線数	1	心/ユニ ット
PTN2.4G 高速 インタフェース最大容量	2.4	Gbps
PTN10G 高速 インタフェース最大容量	10	Gbps
PTN1 リング当たり高速 インタフェース数	2	IF/リ

P T N 1 ユニツト当たり最大高速インタフェース数	4	1 F / エ ニツト
P T N 高速インタフェース当たり心線数	2	心 / 1 F
P T N 低速混在インタフェースボード最大 S T M - 1 ボー ト数	4	S T M - 1 ボー ト / 混在ボ ード
P T N 低速混在インタフェースボード最大 1 G ボー ト数	8	1 G ボー ト / 混在 ボー ード
P T N 1 ユニツト当たり最大低速インタフェースボード数	2	ボー ード / ユニツト
P T N 冗長化係数	2	ユニツト
伝送装置収容率	1	二
伝送装置ボード収容率	1	二
1 G ボー ト最大 Mbps	1, 000	Mbps / ボー ード
10 G ボー ト最大 Mbps	10, 000	Mbps / ボー ード
100 G ボー ト最大 Mbps	100, 000	Mbps / ボー ード
S T M - 1 ボー ト最大 Mbps	156	Mbps / ボー ード
回線当たり心線数 (第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線 / 回 線
回線当たり心線数 (高速光専用線)	2	心線 / 回 線
回線当たり心線数 (光地域 I P データ回線)	1	心線 / 回 線
主配線回線収容率	0. 965	二
光ケーブル成端架収容率	0. 965	二
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心

中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
52Mパス当たり帯域	52	Mbps
変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス /ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット /架
無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス /ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット /架
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架

衛星送受信装置架当たり最大收容回線数	298	回線/架
局当たり衛星通信用アンテナ数	2	個
インタフェース変換装置1ユニット当たり最大收容インタフェース数	6	1F/ユニット
インタフェース変換装置ポート收容率	1	%
RT-BOX最大回線收容装置架数	3	架/RT BOX
RT-BOX最大共用架数	1	架/RT BOX
共用架当たり所要面積	1.5	m <sup>2</sup> /架
メタル回線收容装置1ユニット当たりDC電流	10.45	A/ユニット
メタル回線收容装置架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
メタル回線收容装置架当たり面積	0.172	m <sup>2</sup> /架
メタル回線收容装置用L2SW1ユニット当たりDC電流	10.5	A/ユニット
メタル回線收容装置用L2SW共用架当たり最大搭載ユニット数	18	ユニット/架
音声收容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	A/ユニット
音声收容ルータ1ユニット当たりAC100V電流	0	A/ユニット
音声收容ルータ1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
音声收容ルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	11	ユニット/架
共用收容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	A/ユニット
共用收容ルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット/架
共用コアルータ1ユニット当たりDC電流	8	A/ユニット
共用コアルータ1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
共用コアルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット

コア局用L2 SW1ユニット当たりAC100V電流	6.6	A/ユニット
コア局用L2 SW共用架当たり最大搭載ユニット数	6	ユニット/架
CS1ユニット当たりDC電流	54.5	A/ユニット
CS1ユニット当たりAC100V電流	0	A/ユニット
CS架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット/架
CS架当たり面積	1.5	m <sup>2</sup> /架
CS用DB架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
CS用DB架当たり面積	3	m <sup>2</sup> /架
関門系ルータ1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
関門系ルータ1ユニット当たりAC200V電流	16	A/ユニット
関門系ルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	5	ユニット/架
相互接続局用L2 SW1ユニット当たりDC電流	22.6	A/ユニット
相互接続局用L2 SW共用架当たり最大搭載ユニット数	14	ユニット/架
SBC呼処理部1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
SBC呼処理部1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
SBC呼処理部相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架
SBCセッション管理部1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
SBCセッション管理部1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
SBCセッション管理部相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架

SBC1ユニット当たりDC電流	8.74	A/ユニット
SBC1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
SBC相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架
ENUMサーバ1ユニット当たりDC電流	8.96	A/ユニット
ENUMサーバ1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
ENUMサーバ相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架
DNSサーバ1ユニット当たりDC電流	8.96	A/ユニット
DNSサーバ1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
DNSサーバ相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架
ENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
ENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たりAC200V電流	0	A/ユニット
ENUM・DNS共通サーバ相互接続局設備共用架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架
相互接続局共通設備当たりDC電流	206.4	A
相互接続局共通設備当たりAC200V電流	0	A
相互接続局共通設備架数	3	架
相互接続局設備共用架当たり面積	0.63	m <sup>2</sup> /架
PTN1ユニット当たりDC電流	3.05	A/ユニット
PTN共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架
CWDM1ユニット当たりDC電流	4.2	A/ユニット
CWDM1ユニット当たりAC100V電流	2	A/ユニット

CWDM共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット /架
中間中継伝送装置 1ユニット当たりDC電流	4.2	A/ユニ ット
中間中継伝送装置 1ユニット当たりAC100V電流	2	A/ユニ ット
中間中継伝送装置共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット /架
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
光ケーブル成端架単位面積 (大)	12	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数 (大)	2,000	端子 m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積 (中)	2	端子 m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数 (中)	389	端子 m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積 (小1)	1	端子 m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数 (小1)	128	端子 m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積 (小2)	2	端子 m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数 (小2)	256	端子 m <sup>2</sup>
オパレーション設備 (総合監視) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オパレーション設備 (試験受付) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オパレーション設備 (総合監視) 面積	505	m <sup>2</sup>
オパレーション設備 (試験受付) 面積	432	m <sup>2</sup>
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	A/台 m <sup>2</sup>
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
地上鉄塔土地面積	144	m <sup>2</sup>
発熱量換算係数	860	kcal/k VA
空調設備 1台当たりの能力(1)	48,151	kcal/台
空調設備 1台当たりの能力(2)	19,261	kcal/台
空調設備 1台当たりの電力容量(1)	18.54	kVA
空調設備 1台当たりの電力容量(2)	5.6	kVA
空調設備単位面積(1)	3.43	m <sup>2</sup>

空調設備単位面積(2)	0.67	m <sup>2</sup>
空調設備子備台数	1	台
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m <sup>2</sup> /架
整流装置増設架面積	2	m <sup>2</sup> /架
整流器子備ユニット数	1	ユニット
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流交換電源装置1架最大電流	80	A/架
直流交換電源装置架当たり単位面積	5	m <sup>2</sup> /架
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	1	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	3	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	5	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	7	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	10	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	15	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	20	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	30	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	50	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	75	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	100	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	200	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	250	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	300	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	400	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	500	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	600	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	800	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(19)	1,000	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(20)	1,200	kVVA
交流無停電電源装置規定出力容量(21)	1,500	kVVA

交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(4)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(7)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(9)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(13)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(14)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(16)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(17)	20	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(18)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(19)	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(20)	40	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(2)	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置総合効率	0.88	—
蓄電池容量算出係数(大規模局、整流装置用、保持時間：3時間)	5.8	AH/A
蓄電池容量算出係数(大規模局、交流無停電電源装置用、保持時間：3時間)	4.2	AH/A
蓄電池容量算出係数(小規模局(作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。)、保持時間：10時間)	12.6	AH/A
蓄電池容量算出係数(小規模局(作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。)、保持時間：18時間)	21.7	AH/A
蓄電池容量算出係数(小規模局(災害対策の強化を目的とするものに限る。)、保持時間：36時間)	39.7	AH/A
整流装置用蓄電池規定容量(1)	200	AH
整流装置用蓄電池規定容量(2)	300	AH
整流装置用蓄電池規定容量(3)	500	AH

整流裝置用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(8)	4,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(9)	5,000	AH
整流裝置用蓄電池規定容量(10)	6,000	AH
整流裝置用蓄電池所要面積(1)	5	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(2)	6	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(3)	5	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(4)	8	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(5)	11	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(6)	13	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(7)	15	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(8)	18	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(9)	22	m <sup>2</sup>
整流裝置用蓄電池所要面積(10)	23	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(1)	50	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(2)	100	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(3)	200	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(4)	300	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(5)	500	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(6)	1,000	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(7)	1,500	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(8)	2,000	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(9)	3,000	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(1)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(2)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(3)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(4)	9	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(5)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(6)	13	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(7)	18	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(8)	21	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(9)	27	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (200V) 用蓄電池規定容量(1)	200	AH

交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(2)	300	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(1)	13	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(2)	16	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(3)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(4)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(5)	31	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(6)	38	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池所要面積(7)	49	m <sup>2</sup>
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	—
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	—
建物付帯設備面積付加係数 (平屋局舎)	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備電力容量	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA
受電装置規定容量(4)	500	kVA
受電装置規定容量(5)	750	kVA
受電装置規定容量(6)	1,000	kVA
受電装置規定容量(7)	1,500	kVA
受電装置規定容量(8)	2,000	kVA
受電装置規定容量(9)	4,000	kVA
受電装置所要面積(1)	30	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(2)	45	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(3)	45	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(4)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(5)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(6)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(7)	50	m <sup>2</sup>

受電装置所要面積(8)	60	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(9)	162	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(1)	15	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(2)	25	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(3)	25	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(4)	32	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(5)	35	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(6)	37	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(7)	52	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(8)	54	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(9)	212	m <sup>2</sup>
発電装置規定容量(1)	10	k V A
発電装置規定容量(2)	20	k V A
発電装置規定容量(3)	37.5	k V A
発電装置規定容量(4)	50	k V A
発電装置規定容量(5)	75	k V A
発電装置規定容量(6)	100	k V A
発電装置規定容量(7)	150	k V A
発電装置規定容量(8)	200	k V A
発電装置規定容量(9)	250	k V A
発電装置規定容量(10)	300	k V A
発電装置規定容量(11)	375	k V A
発電装置規定容量(12)	500	k V A
発電装置規定容量(13)	625	k V A
発電装置規定容量(14)	750	k V A
発電装置規定容量(15)	1,000	k V A
発電装置規定容量(16)	1,500	k V A
発電装置規定容量(17)	1,750	k V A
発電装置規定容量(18)	2,000	k V A
発電装置規定容量(19)	3,125	k V A
発電装置所要面積(1)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(2)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(3)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(4)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(5)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(6)	36	m <sup>2</sup>

発電装置所要面積(7)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(8)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(9)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(10)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(11)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(12)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(13)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(14)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(15)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(16)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(17)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(18)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(19)	108	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(小規模局)	150	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT-BOX)	37.5	A
(1)		
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT-BOX)	50	A
(2)		
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT-BOX)	100	A
(3)		
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(小規模局)	7	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT-BOX)	9	m <sup>2</sup>
(1)		
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT-BOX)	9	m <sup>2</sup>
(2)		
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT-BOX)	9	m <sup>2</sup>
(3)		
可搬型発動発電機規定容量(1)	1	kVA
可搬型発動発電機規定容量(2)	2	kVA
可搬型発動発電機規定容量(3)	3	kVA
可搬型発動発電機規定容量(4)	4	kVA
可搬型発動発電機規定容量(5)	5	kVA
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	kVA
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	kVA
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	kVA
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	kVA

可搬型発動発電機規定容量(10)	10	kVA
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	kVA
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m <sup>2</sup>
R-T-BOX土地面積	75	m <sup>2</sup>
駐車スペース面積	21	m <sup>2</sup>
時分割多元接続装置架当たりDC電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架当たり面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星送受信装置架当たりDC電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架当たり面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星回線制御装置架当たりDC電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架当たり面積	16.38	m <sup>2</sup> /架
インターネット交換装置1ユニット当たりDC電流	3.125	A/ユニット
インターネット交換装置共用架当たり最大搭載ユニット数	5	ユニット/架
土地単価時価補正係数	0.7	—
土地単価時点補正係数(北海道)	0.8445	—
土地単価時点補正係数(青森県)	0.6787	—
土地単価時点補正係数(岩手県)	0.7159	—
土地単価時点補正係数(宮城県)	1.0587	—
土地単価時点補正係数(秋田県)	0.6319	—
土地単価時点補正係数(山形県)	0.7546	—
土地単価時点補正係数(福島県)	0.8172	—

土地単価時点補正係数 (茨城県)	0.7179	==	==
土地単価時点補正係数 (栃木県)	0.7319	==	==
土地単価時点補正係数 (群馬県)	0.7401	==	==
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	0.8839	==	==
土地単価時点補正係数 (千葉県)	0.9099	==	==
土地単価時点補正係数 (東京都)	1.0641	==	==
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	0.9304	==	==
土地単価時点補正係数 (新潟県)	0.7633	==	==
土地単価時点補正係数 (富山県)	0.8291	==	==
土地単価時点補正係数 (石川県)	0.7984	==	==
土地単価時点補正係数 (福井県)	0.7142	==	==
土地単価時点補正係数 (山梨県)	0.7546	==	==
土地単価時点補正係数 (長野県)	0.7614	==	==
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	0.8026	==	==
土地単価時点補正係数 (静岡県)	0.8299	==	==
土地単価時点補正係数 (愛知県)	0.9981	==	==
土地単価時点補正係数 (三重県)	0.7865	==	==
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	0.8631	==	==
土地単価時点補正係数 (京都府)	0.9563	==	==
土地単価時点補正係数 (大阪府)	0.9296	==	==
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	0.8858	==	==
土地単価時点補正係数 (奈良県)	0.8400	==	==
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	0.6917	==	==
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	0.6797	==	==
土地単価時点補正係数 (島根県)	0.7356	==	==
土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.8278	==	==
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.8511	==	==
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.7218	==	==
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.6405	==	==
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.7011	==	==
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.7546	==	==
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.6115	==	==
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.9819	==	==
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.7392	==	==
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.7882	==	==
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.8809	==	==

土地単価時点補正係数 (大分県)	0.8040
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.7980
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.7068
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	1.2330
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001478
監視設備 (収容局設備) 対投資額比率	0.05510
監視設備 (コア局設備) 対投資額比率	0.07672
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03456
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01118
監視設備 (云送無線機械) 対投資額比率	0.1010
共用建物 対投資額比率	0.01028
共用土地 対投資額比率	0.006948
共用土地単価補正係数	1
構造物 対投資額比率	0.06697
機械及び装置 対投資額比率	0.0006632
車両 対投資額比率	0.0001294
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.004890
無形固定資産 (ソフトウェアを除く。) 対投資額比率	0.003991

別表第3 (第6条・第11条関係)

様式第1 固定資産明細表

第1表

[表略]

第2表

[表 別紙1 挿入]

様式第2 固定資産帰属明細表

第1表

[表略]

第2表

[表 別紙2 挿入]

別表第4の1 (第6条関係) 費用算定方式

第1表

費用区分	算定方式
[略]	
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率

別表第3 (第6条・第11条関係)

様式第1

固定資産明細表

[表同左]

[新設]

様式第2

固定資産帰属明細表

[表同左]

[新設]

別表第4の1 (第6条関係) 費用算定方式

費用区分	算定方式
[同左]	
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率

定率法正味固定資産価額は、別表第2の1第1表に定める算出式により算定する。

[略]

定率法正味固定資産価額は、別表第2の1に定める算出式により算定する。

[同左]

第2表

[新設]

費用区分	算定方式
減価償却費	$( ( \text{投資額} - \text{最低残存価額} ) \div \text{法定耐用年数} ) \times \text{法定耐用年数} + \text{除去損} ) \div \text{経済的耐用年数}$
通信設備使用料	伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第2の1第2表に定める算出式により算定する。
施設保全費	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 加入系線路に係るもの 設備延長km×1km当たりの施設保全費+加入者数×1加入者当たり施設保全費</li> <li>(2) 中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備（市外線路）及び監視設備（市内線路）に係るもの 設備延長km×1km当たりの施設保全費</li> <li>(3) 管路、中口径管路、共同溝及び5道に係るもの 設備延長km×1km当たりの施設保全費</li> <li>(4) 上記以外のもの 投資額×施設保全費対投資額比率</li> </ol>
道路占用料	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電柱に係るもの 電柱本数×電柱1本当たり道路占用料</li> <li>(2) 管路、中口径管路及び5道に係るもの 設備延長km×1km当たり道路占用料</li> <li>(3) 電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 設備延長km×1km当たり道路占用料</li> <li>(4) き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置1ユニット当たり道路占用料</li> </ol>
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費+通信設備使用料+固定資産税+施設保全費+

管理共通費	道路占用料＋撤去費用 (施設保全費＋試験研究費) × 管理共通費比率
-------	---------------------------------------

別表第4の2 (第6条関係) 共通費等の配賦基準

第1表

区分	帰属対象設備	配賦基準
試験研究費	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	直接費比
接続関連事務費	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	投資額比
管理共通費	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
【略】		
共通用建物	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
共通用土地	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
構築物	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	機械室土地建物、共通用土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
機械及び装置	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
車両	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費比
工具、器具及び備品	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
無形固定資産	【略】	
その他の無形固定資産	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額

【注 略】

第2表

区分	帰属対象設備	配賦基準
----	--------	------

別表第4の2 (第6条関係) 共通費等の配賦基準

【同左】

区分	帰属対象設備	配賦基準
試験研究費	別表第1の1の設備区分に定める各設備	直接費比
接続関連事務費	別表第1の1の設備区分に定める各設備	投資額比
管理共通費	別表第1の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
【同左】		
共通用建物	別表第1の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
共通用土地	別表第1の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
構築物	別表第1の1の設備区分に定める各設備	機械室土地建物、共通用土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
機械及び装置	別表第1の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
車両	別表第1の1の設備区分に定める各設備	施設保全費比
工具、器具及び備品	別表第1の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
無形固定資産	【同左】	
その他の無形固定資産	別表第1の1の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額

【注 同左】

【新設】

試験研究費	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備	直接費比
管理共通費	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
監視設備	総合監視	資本コスト＋保守コストの合計額比
	受信局	資本コスト＋保守コストの合計額比
	コア局設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備及びインタフェース変換装置
	市外線路	中継系光ケーブル、海底光ケーブル及び海底中間中継伝送装置
	市内線路	メタルケーブル及び加入系光ケーブル
	共用建物	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備
	共用土地	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備
	構築物	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備
	機械及び装置	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備
車両	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備	
工具、器具及び備品	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備	
無形固定資産	別表第1の1第2表の設備区分に定める各設備	
空調設備	音声受信ルータ、共用受信ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランス、警察消防用回	電力容量比

	電力設備	<p>線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</p>	電流比
	整流装置	<p>音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランス、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ及びDNSサーバ</p>	電流比
	蓄電池	<p>音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランス、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</p>	電流比
	交流無停電電源装置	<p>音声収容ルータ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、閉門</p>	電流比

	ルータ、SBC、ENUMサ ーバ、DNSサーバ及びオペレ ーション設備	
受電装 置	音声収容ルータ、共用収容ルー タ、メタル回線収容装置、メタ ル回線収容装置用L2SW、消 防警察トランク、警察消防用回 線集約装置、共用コアルータ、 コア局用L2SW、CS、伝送 装置、中間中継伝送装置、無線 伝送装置、インタフェース変換 装置、衛星通信設備、閉門系ル ータ、相互接続局用L2SW、 SBC、ENUMサーバ、DN Sサーバ及びオペレーション設 備	<u>電力容量比</u>
受電装 置	音声収容ルータ、共用収容ルー タ、メタル回線収容装置、メタ ル回線収容装置用L2SW、消 防警察トランク、警察消防用回 線集約装置、共用コアルータ、 コア局用L2SW、CS、伝送 装置、中間中継伝送装置、無線 伝送装置、インタフェース変換 装置、衛星通信設備、閉門系ル ータ、相互接続局用L2SW、 SBC、ENUMサーバ、DN Sサーバ及びオペレーション設 備	<u>電力容量比</u>
小規模 局用電 源装置	音声収容ルータ、共用収容ルー タ、メタル回線収容装置、メタ ル回線収容装置用L2SW、伝 送装置、中間中継伝送装置、無 線伝送装置、インタフェース変 換装置及び衛星通信設備	<u>電流比</u>
小規模 局用蓋	音声収容ルータ、共用収容ルー タ、メタル回線収容装置、メタ	<u>電流比</u>

電池	ル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
可搬型 発動巻 電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電流比
直流変 換電源 装置	消防警察トランスク及び警察消防用回線集約装置	電流比
機械室建物	主配線盤、光ターミナル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	面積比
機械室土地	主配線盤、光ターミナル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備	面積比

、 関門系ルータ、相互接続局用  
L2SW、SBC、ENUMサ  
ーバ、DNSサーバ及びオペレ  
ーション設備

注 資本コスト＝減価償却費＋自己資本費用＋他人資本費用＋利益対応税＋通信設備使用料＋

固定資産税

保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

第1表

項	目	数 値	単 位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）		-54,235.7± △ト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）		0.05000	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費		544	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）		229,398,835	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）		216,520,522	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）		224,853,548	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）		235,459,217	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）		221,823,357	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）		227,883,739	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）		231,671,478	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）		234,701,669	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）		232,429,026	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）		229,398,835	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）		245,307,339	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）		246,822,435	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）		262,730,939	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）		247,579,982	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）		230,156,383	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）		227,731,861	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）		238,489,409	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）		217,278,070	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）		243,792,243	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）		233,186,574	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）		231,671,478	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）		240,762,052	円

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項	目	数 値	単 位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）		-62,000.7± △ト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）		0.04771	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費		549	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）		234,662,632	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）		221,281,433	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）		229,152,726	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）		240,172,537	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）		226,004,209	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）		232,301,244	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）		236,236,890	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）		241,746,796	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）		239,385,408	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）		236,236,890	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）		252,766,606	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）		254,340,865	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）		270,870,581	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）		255,127,994	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）		236,236,890	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）		244,895,313	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）		245,682,442	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）		225,217,080	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）		251,192,348	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）		240,172,537	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）		240,172,537	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）		249,618,089	円

加入者交換機都道府県別施設保全費(愛知県)	232,429,026		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(三重県)	233,186,574		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(滋賀県)	226,368,643		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(京都府)	222,580,904		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(大阪府)	229,398,835		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(兵庫県)	220,308,261		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(奈良県)	226,368,643		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(和歌山県)	227,126,191		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(鳥取県)	211,217,687		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(島根県)	211,217,687		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(岡山県)	215,762,974		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(広島県)	220,308,261		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(山口県)	217,278,070		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(徳島県)	221,065,809		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(香川県)	224,096,000		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(愛媛県)	216,520,522		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(高知県)	216,520,522		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(福岡県)	227,126,191		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(佐賀県)	224,096,000		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(長崎県)	217,278,070		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(熊本県)	215,005,426		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(大分県)	216,520,522		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(宮崎県)	212,732,783		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(鹿児島県)	217,278,070		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(沖縄県)	198,339,374		円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.03802		—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02523		—
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(北海道)	108,130		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(青森県)	102,124		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(岩手県)	106,010		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(宮城県)	110,957		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(秋田県)	104,597		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(山形県)	107,424		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(福島県)	109,190		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(茨城県)	110,603		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(栃木県)	109,543		円/km

加入者交換機都道府県別施設保全費(愛知県)	240,959,666		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(三重県)	241,746,796		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(滋賀県)	234,662,632		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(京都府)	230,726,985		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(大阪府)	237,811,149		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(兵庫県)	228,365,597		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(奈良県)	234,662,632		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(和歌山県)	235,449,761		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(鳥取県)	218,920,045		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(島根県)	218,920,045		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(岡山県)	223,642,821		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(広島県)	228,365,597		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(山口県)	225,217,080		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(徳島県)	225,217,080		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(香川県)	228,365,597		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(愛媛県)	221,281,433		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(高知県)	221,281,433		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(福岡県)	235,449,761		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(佐賀県)	232,301,244		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(長崎県)	225,217,080		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(熊本県)	222,855,692		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(大分県)	224,429,950		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(宮崎県)	220,494,304		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(鹿児島県)	225,217,080		円
加入者交換機都道府県別施設保全費(沖縄県)	205,538,847		円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.03705		—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02624		—
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(北海道)	126,123		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(青森県)	119,007		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(岩手県)	123,193		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(宮城県)	129,054		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(秋田県)	121,518		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(山形県)	124,867		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(福島県)	126,960		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(茨城県)	129,891		円/km
メタルケーブール延長1km当たり施設保全費(栃木県)	128,635		円/km

メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	108,130	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	115,550	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	116,257	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	123,676	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	116,610	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	108,483	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	112,017	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	112,370	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	102,477	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	114,843	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	109,897	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	109,190	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	113,430	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	109,543	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	109,897	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	106,717	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	104,950	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	108,130	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	103,890	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	106,717	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	107,070	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	99,650	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	99,650	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	101,770	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	103,890	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	102,477	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	104,244	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	105,657	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	102,124	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	102,124	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	107,070	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	105,657	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	102,477	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	101,417	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	102,124	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	100,357	円/km

メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	126,960	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	135,752	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	136,589	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	145,380	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	137,007	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	126,960	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	131,565	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	131,984	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	121,100	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	134,914	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	129,054	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	129,054	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	134,077	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	129,472	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	129,891	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	126,123	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	124,030	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	127,798	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	122,774	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	126,123	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	126,542	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	117,751	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	117,751	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	120,263	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	122,774	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	121,100	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	122,774	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	121,100	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	122,774	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	119,007	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	126,542	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	124,867	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	121,100	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	119,844	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	120,681	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	118,588	円/km

メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	102,477	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	93,644	円/km
メタルケーブール加入者回線当たり施設保全費	142	円/回線
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	22,802	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	21,535	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	22,355	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	23,398	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	22,057	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	22,653	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	23,025	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	23,323	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	23,100	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	22,802	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	24,367	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	24,516	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	26,080	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	24,590	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	22,876	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	23,622	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	23,696	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	21,610	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	24,218	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	23,174	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	23,025	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	23,920	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	23,100	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	23,174	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	22,504	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	22,131	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	22,802	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	21,908	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	22,504	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	22,578	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	21,014	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	21,014	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	21,461	円/km

メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	121,100	円/km
メタルケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	110,634	円/km
メタルケーブール加入者回線当たり施設保全費	151	円/回線
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	27,033	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	25,508	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	26,405	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	27,661	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	26,046	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	26,764	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	27,212	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	27,840	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	27,571	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	27,212	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	29,097	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	29,276	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	31,160	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	29,366	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	27,212	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	28,199	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	28,289	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	25,956	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	28,917	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	27,661	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	27,661	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	28,738	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	27,751	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	27,840	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	27,033	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	26,584	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	27,392	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	26,315	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	27,033	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	27,123	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	25,238	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	25,238	円/km
加入系光ケーブール延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	25,777	円/km

加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	21,908	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	21,610	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	21,982	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	22,280	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	21,535	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	21,535	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	22,578	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	22,280	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	21,610	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	21,386	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	21,535	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	21,163	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	21,610	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	19,747	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	142	円/回線
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (北海道)	95,500	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (青森県)	90,158	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岩手県)	93,615	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮城県)	98,014	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (秋田県)	92,358	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山形県)	94,872	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福島県)	96,443	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (茨城県)	97,700	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (栃木県)	96,757	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	95,500	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	102,099	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	102,728	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	109,327	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	103,042	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (新潟県)	95,815	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	98,957	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	99,271	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	90,472	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	101,471	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	97,072	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	96,443	円/km

加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	26,315	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	25,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	25,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	26,315	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	25,508	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	25,508	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	27,123	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	26,764	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	25,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	25,687	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	25,866	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	25,418	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	25,956	円/km
加入系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	23,713	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	151	円/回線
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (北海道)	97,747	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (青森県)	92,191	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岩手県)	95,459	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮城県)	100,034	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (秋田県)	94,152	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山形県)	96,766	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福島県)	98,400	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (茨城県)	100,687	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (栃木県)	99,707	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	98,400	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	105,262	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	105,916	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	112,778	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	106,243	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (新潟県)	98,400	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	101,995	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	102,321	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	104,609	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	100,034	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	100,034	円/km

中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	100,214	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	96,757	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	97,072	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	94,243	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	92,672	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	95,500	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	91,729	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	94,243	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	94,558	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	87,959	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	87,959	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	89,844	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	91,729	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	90,472	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	92,044	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	93,301	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	90,158	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	90,158	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	94,558	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	93,301	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	90,472	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	89,530	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	90,158	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	88,587	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	90,472	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	82,616	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (北海道)	286,944	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (青森県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岩手県)	281,174	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮城県)	294,637	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (秋田県)	277,327	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山形県)	285,020	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福島県)	289,829	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (茨城県)	293,676	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (栃木県)	290,791	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	286,944	円/km

中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	103,955	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	100,361	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	100,687	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	97,747	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	96,113	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	99,054	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	95,132	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	97,747	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	98,073	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	91,211	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	91,211	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	93,172	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	95,132	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	95,132	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	92,191	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	92,191	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	98,073	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	96,766	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	92,845	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	93,498	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	91,865	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	93,825	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	85,656	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (北海道)	277,012	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (青森県)	260,998	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岩手県)	270,418	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮城県)	283,605	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (秋田県)	266,650	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山形県)	274,186	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福島県)	278,896	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (茨城県)	285,489	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (栃木県)	282,664	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	278,896	円/km

海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	307,140	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	309,063	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	329,259	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	310,025	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (新潟県)	287,906	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	297,523	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	298,484	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	271,557	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	305,216	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	291,752	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	289,829	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	301,369	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	290,791	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	291,752	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	283,097	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	278,289	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	286,944	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	275,403	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	283,097	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	284,059	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	263,863	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	263,863	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	269,633	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	275,403	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	271,557	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	276,365	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	280,212	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	284,059	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	280,212	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	271,557	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	268,672	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	265,786	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	271,557	円/km

海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	298,677	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	300,561	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	320,342	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	301,503	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (新潟県)	278,896	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	289,257	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	290,199	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	265,708	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	296,793	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	283,605	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	283,605	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	294,909	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	284,547	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	285,489	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	277,012	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	272,302	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	280,780	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	269,476	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	277,012	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	277,954	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	258,172	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	258,172	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	263,824	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	269,476	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	265,708	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	265,708	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	269,476	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	260,998	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	260,998	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	277,954	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	274,186	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	265,708	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	262,882	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	264,766	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	260,056	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	265,708	円/km

海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖繩県)	247,514	円/km
管路延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
中口径管路1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
とう道1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
共同溝延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
自治体管路延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
電線共同溝延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04036	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.04036	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01470	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.1373	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-54,235 フエ ムト	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.05000	—
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.03802	—
監視設備 (市外線路) 市外線路延長1km 当たり施設保全費	3,851	円/km
監視設備 (市内線路) 市内線路延長1km 当たり施設保全費	1,078	円/km
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.02523	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01470	—
[略]		
車両施設保全費対投資額比率	0.03275	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002205	—
[略]		
電柱1本 当たり道路占用料	270	円/本
管路1km 当たり道路占用料	31,182	円/km
中口径管路1km 当たり道路占用料	311,381	円/km
とう道1km 当たり道路占用料	678,185	円/km
情報ボックス1km 当たり道路占用料	3,569	円/km
自治体管路1km 当たり道路占用料	3,569	円/km
電線共同溝1km 当たり道路占用料	3,569	円/km
き線点速隔収容装置1台 当たり道路占用料	55	円/台
[略]		
機械設備撤去費用対投資額比率	0.001553	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.003471	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002246	—

海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖繩県)	242,159	円/km
管路延長1km 当たり施設保全費	53,301	円/km
中口径管路1km 当たり施設保全費	53,301	円/km
とう道1km 当たり施設保全費	53,301	円/km
共同溝延長1km 当たり施設保全費	53,301	円/km
自治体管路延長1km 当たり施設保全費	53,301	円/km
電線共同溝延長1km 当たり施設保全費	53,301	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.03999	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.03999	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01606	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.1592	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-62,000 フエ ムト	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.04771	—
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.03705	—
監視設備 (市外線路) 市外線路延長1km 当たり施設保全費	3,828	円/km
監視設備 (市内線路) 市内線路延長1km 当たり施設保全費	1,168	円/km
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.02624	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01606	—
[同左]		
車両施設保全費対投資額比率	0.03804	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002741	—
[同左]		
電柱1本 当たり道路占用料	313	円/本
管路1km 当たり道路占用料	33,192	円/km
中口径管路1km 当たり道路占用料	333,037	円/km
とう道1km 当たり道路占用料	738,114	円/km
情報ボックス1km 当たり道路占用料	3,885	円/km
自治体管路1km 当たり道路占用料	3,885	円/km
電線共同溝1km 当たり道路占用料	3,885	円/km
き線点速隔収容装置1台 当たり道路占用料	65	円/台
[同左]		
機械設備撤去費用対投資額比率	0.003127	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.005530	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002433	—

土木設備撤去費用対投資額比率	0.0009994	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.001553	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002872	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.003385	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0008593	—
車両撤去費用対投資額比率	0.00002271	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0006221	—
試験研究費対直接費比率	0.02568	—
【略】		
1回線当たり専用回線管理運営費 管理共通費比率	5.468 0.1143	円/回線 —
【略】		
端末系交換回数比例比率	0.1446	—
中継系交換回数比例比率	0.3112	—
経済的耐用年数		
交換機	30.1	年
局設置遠隔収容装置	29.3	年
【略】		
伝送装置	28.5	年
【略】		
架空メタルケーブル	33.7	年
地下メタルケーブル	42.8	年
【略】		
管路	64.4	年
中口径管路	64.4	年
【略】		
電線共同溝	64.4	年
【略】		
無形固定資産(交換機ソフトウェア)	21.3	年
【略】		

第2表

項目	数値	単位
メタル回線収容装置施設保全費対投資額比率	0.04250	—
メタル回線収容装置用L2S W施設保全費対投資額比率	0.05190	—
主配線盤施設保全費対投資額比率	0.05000	—

土木設備撤去費用対投資額比率	0.001107	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.003127	—
建物撤去費用対投資額比率	0.003284	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.003556	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.001010	—
車両撤去費用対投資額比率	0.0001237	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009387	—
試験研究費対直接費比率	0.02902	—
【同左】		
1回線当たり専用回線管理運営費 管理共通費比率	5.332 0.1157	円/回線 —
【同左】		
端末系交換回数比例比率	0.1467	—
中継系交換回数比例比率	0.3126	—
経済的耐用年数		
交換機	32.9	年
局設置遠隔収容装置	30.2	年
【同左】		
伝送装置	27.5	年
【同左】		
架空メタルケーブル	32.8	年
地下メタルケーブル	42.0	年
【同左】		
管路	64.1	年
中口径管路	64.1	年
【同左】		
電線共同溝	64.1	年
【同左】		
無形固定資産(交換機ソフトウェア)	20.4	年
【同左】		

【新設】

光ケーブル成端架施設保全費対投資額比率	0.05000		—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02523		—
音声収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.1365		—
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.08781		—
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.07343		—
コア局用L2SW施設保全費対投資額比率	0.05190		—
CS施設保全費対投資額比率	0.08596		—
閘門系ルータ施設保全費対投資額比率	0.08400		—
相互接続局用L2SW施設保全費対投資額比率	0.05190		—
SBC施設保全費対投資額比率	0.08058		—
ENUMサーバ施設保全費対投資額比率	0.08075		—
DNSサーバ施設保全費対投資額比率	0.08400		—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	108,130	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	102,124	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	106,010	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	110,957	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	104,597	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	107,424	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	109,190	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	110,603	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	109,543	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	108,130	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	115,550	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	116,257	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	123,676	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	116,610	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	108,483	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	112,017	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	112,370	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	102,477	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	114,843	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	109,897	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	109,190	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	113,430	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	109,543	円/km	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	109,897	円/km	—

メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	106,717	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	104,950	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	108,130	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	103,890	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	106,717	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	107,070	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	99,650	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	99,650	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	101,770	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	103,890	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	102,477	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	104,244	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	105,657	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	102,124	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	102,124	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	107,070	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	105,657	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	102,477	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	101,417	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	102,124	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	100,357	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	102,477	円/km
メタルケーブール延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	93,644	円/km
メタルケーブール加入者回線当たり施設保全費	142	円/回線
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (北海道)	22,802	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (青森県)	21,535	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (岩手県)	22,355	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (宮城県)	23,398	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (秋田県)	22,057	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (山形県)	22,653	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (福島県)	23,025	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (茨城県)	23,323	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (栃木県)	23,100	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	22,802	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	24,367	円/km
加入系光ケーブール延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	24,516	円/km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	26,080	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	24,590	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	22,876	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	23,622	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	23,696	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	21,610	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	24,218	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	23,174	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	23,025	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	23,920	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	23,100	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	23,174	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	22,504	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	22,131	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	22,802	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	21,908	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	22,504	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	22,578	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	21,014	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	21,014	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	21,461	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	21,908	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	21,610	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	21,982	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	22,280	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	21,535	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	21,535	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	22,578	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	22,280	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	21,610	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	21,386	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	21,535	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	21,163	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	21,610	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	19,747	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	142	円/回線

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	95,500	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	90,158	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	93,615	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	98,014	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	92,358	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	94,872	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	96,443	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	97,700	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	96,757	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	95,500	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	102,099	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	102,728	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	109,327	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	103,042	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	95,815	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	98,957	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	99,271	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	90,472	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	101,471	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	97,072	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	96,443	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	100,214	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	96,757	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	97,072	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	94,243	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	92,672	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	95,500	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	91,729	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	94,243	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	94,558	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	87,959	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	89,844	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	91,729	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	90,472	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	92,044	円/km

中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	93,301	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	90,158	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	90,158	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	94,558	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	93,301	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	90,472	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	89,530	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	90,158	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	88,587	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	90,472	円/km
中継系光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	82,616	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (北海道)	286,944	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (青森県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岩手県)	281,174	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮城県)	294,637	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (秋田県)	277,327	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山形県)	285,020	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福島県)	289,829	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (茨城県)	293,676	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (栃木県)	290,791	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (群馬県)	286,944	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (埼玉県)	307,140	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (千葉県)	309,063	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (東京都)	329,259	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (神奈川県)	310,025	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (新潟県)	287,906	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (富山県)	297,523	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (石川県)	298,484	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福井県)	271,557	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山梨県)	305,216	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長野県)	291,752	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岐阜県)	289,829	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (静岡県)	301,369	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛知県)	290,791	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (三重県)	291,752	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (滋賀県)	283,097	円/km

海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (京都府)	278,289	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大阪府)	286,944	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (兵庫県)	275,403	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (奈良県)	283,097	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (和歌山県)	284,059	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鳥取県)	263,863	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (島根県)	263,863	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (岡山県)	269,633	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (広島県)	275,403	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (山口県)	271,557	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (徳島県)	276,365	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (香川県)	280,212	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (愛媛県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (高知県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (福岡県)	284,059	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (佐賀県)	280,212	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (長崎県)	271,557	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (熊本県)	268,672	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (大分県)	270,595	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (宮崎県)	265,786	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	271,557	円/km
海底光ケーブル延長1km 当たり施設保全費 (沖縄県)	247,514	円/km
管路延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
中口径管路延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
とう道延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
共同溝延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
自治体管路延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
電線共同溝延長1km 当たり施設保全費	52,178	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04036	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01470	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.1373	—
監視設備 (収容局設備) 施設保全費対投資額比率	0.04966	—
監視設備 (コア局設備) 施設保全費対投資額比率	0.04161	—
監視設備 (市外線路) 市外線路延長1km 当たり施設保全費	3,851	円/km
監視設備 (市内線路) 市内線路延長1km 当たり施設保全費	1,078	円/km
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.02523	—

共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01470	—
構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03275	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002205	—
メタル回線収容装置ソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.04250	—
音声収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.1365	—
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08781	—
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.07343	—
CSソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08596	—
関門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08400	—
SBCソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08058	—
ENUMサーバーソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08075	—
DNSサーバーソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08400	—
無形固定資産(ソフトウェアを除く。)施設保全費対投資額比率	0	—
電柱1本当たり道路占用料	270	円/本
管路1km当たり道路占用料	31,182	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	311,381	円/km
とう道1km当たり道路占用料	678,185	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	3,569	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	3,569	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	3,569	円/km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	55	円/台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.001553	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.003471	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002246	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.0009994	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002872	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.003385	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0008593	—
車両撤去費用対投資額比率	0.00002271	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00006221	—
試験研究費対直接費比率	0.02568	—
管理共通費比率(メタルIP電話)	0.1143	—
管理共通費比率(光IP電話)	0.1303	—

経済的耐用年数

メタル回線収容装置	9	年
メタル回線収容装置用L2SW	9	年
主配線盤	30.1	年
光ケーブル成端架	30.1	年
音声収容ルータ	9	年
共用収容ルータ	9	年
共用コアルータ	9	年
コア局用L2SW	9	年
CS	9	年
関門系ルータ	9	年
相互接続局用L2SW	9	年
SBC	9	年
ENUMサーバ	9	年
DNSサーバ	9	年
伝送装置	9	年
き線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	33.7	年
地下メタルケーブル	42.8	年
陸上架空光ケーブル	17.6	年
陸上地下光ケーブル	23.7	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	64.4	年
中口径管路	64.4	年
とら道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	64.4	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	22.8	年
電力設備 (整流装置)	15.7	年
電力設備 (整流装置用蓄電池)	9.9	年
電力設備 (直流変換電源装置)	20.4	年

電力設備 (交流無停電電源装置)	12.9	年
電力設備 (交流無停電電源装置用蓄電池)	9.4	年
電力設備 (小規模局用電源装置)	17.6	年
電力設備 (小規模局用電源装置用蓄電池)	9.9	年
電力設備 (発電装置)	18.2	年
電力設備 (受電装置)	20.9	年
電力設備 (可搬型発動発電機)	22.5	年
機械室建物	24.1	年
監視設備 (総合監視)	9	年
監視設備 (収容局設備)	10.6	年
監視設備 (コア局設備)	10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)	10.8	年
監視設備 (市外線路)	14.1	年
監視設備 (市内線路)	17.4	年
共用建物	23.1	年
建築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
メタル回線収容装置ソフトウェア	5	年
音声収容ルータソフトウェア	5	年
共用収容ルータソフトウェア	5	年
共用コアルータソフトウェア	5	年
CSソフトウェア	5	年
関門系ルータソフトウェア	5	年
SBソフトウェア	5	年
ENUMソフトウェア	5	年
DNSソフトウェア	5	年
無形固定資産 (ソフトウェアを除く。)	5.2	年

別表第5 (第6条・第9条関係) 設備区分別費用明細表

第1表

[表略]

第2表

別表第5 (第6条・第9条関係)

設備区分別費用明細表

[表同左]

[新設]

[表 別紙 3 挿入]

別表第 6 (第19条関係)

様式第 1

第 1 表

[表略]

注 1 アナログ電話用設備 (マルチインターネットプロトコル電話用設備を除く。) 又は 総合デジタル通信用設備 (インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。) を用いて提供される 音声伝送役務 について記録すること。

[注 2・3 略]

第 2 表

通信量記録			
都道府県別通信量			
年度分			
都道府県	同一中継区域内通信回数	中継区域間通信回数	閉門系ルータ接続通信回数
	同一中継区域内通信時間	中継区域間通信時間	閉門系ルータ接続通信時間

注 1 マルチ P 電話等 (マルチインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。) 及び 光 I P 電話 (インターネットプロトコル電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。) の別に区分して記録すること。

注 2 各欄には、通信回数は 1,000 回、通信時間は 1,000 時間を単位として記録すること。

注 3 同一中継区域内通信回数の欄には発着信回数を、同一中継区域内通信時間の欄には発着信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第 3 表

別表第 6 (第19条関係)

様式第 1

第 1 表

[表同左]

注 1 音声伝送役務 (加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務 (網使用料及び業務委託) ) について記録すること。

[注 2・3 同左]

[新設]

第 2 表

通信量記録  
単位料金区域別通信量

年度分					
単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数(加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信回数(加入者交換機を経由しないもの)

注1 アナログ電話用設備(マルチラインターネットプロトコル電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信用設備(インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。)を用いて提供される音声伝送役務について記録すること。

[注2・3 略]

第4表

通信量記録 単位料金区域別通信量				
年度分				
単位料金区域	アナログ電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	光IP電話呼率	自ユニット折返し比率

第5表

通信量記録  
単位料金区域別通信量等

年度分					
単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数(加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信回数(加入者交換機を経由しないもの)

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録すること。

[注2・3 同左]

[新設]

第3表

通信量記録		年度分	
項目名	数値	単位	
平均保留時間 (アナログ電話)		秒	
平均保留時間 (総合デジタル通信サービス)		秒	
平均保留時間 (光 I P 電話)		秒	
1 呼当たり信号数 (アナログ電話)		信号/呼	
1 呼当たり信号数 (総合デジタル通信サービス)		信号/呼	

第6表 [略]

様式第2

第1表

回線数記録		年度未現在	
都道府県別回線数			
都道府県	低速度専用二線式回線回数	低速度専用四線式回線回数	高速メタル専用回線回数

注1 低速度専用線二線式回線数の欄には低速度専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。）であって二線式のものにつき記録することとし、低速度専用線四線式回線数の欄には低速度専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には高速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。）であって第一種指定端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には高速専用線であって第一種指定端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

注2 ATMデータ伝送回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送

通信量記録		年度分	
項目名	数値	単位	
平均保留時間 (アナログ電話)		秒	
平均保留時間 (総合デジタル通信サービス)		秒	
1 呼当たり信号数 (アナログ電話)		信号/呼	
1 呼当たり信号数 (総合デジタル通信サービス)		信号/呼	

第4表 [同左]

様式第2

第1表

回線数記録		年度未現在	
都道府県別回線数			
都道府県	低速度専用二線式回線回数	低速度専用四線式回線回数	高速メタル専用回線回数

注1 低速度専用線二線式回線数の欄には、低速度専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒未満のもの。以下同じ。）であって二線式のものにつき記録することとし、低速度専用線四線式回線数の欄には、低速度専用線であって四線式のものにつき記録することとし、高速メタル専用線回線数の欄には、高速専用線（専用役務のうち伝送速度が64キロビット毎秒以上のもの。以下同じ。）であって第一種指定端末系伝送路設備にメタルケーブルを設置するものにつき記録することとし、高速光専用線回線数の欄には、高速専用線であって第一種指定端末系伝送路設備に光ケーブルを設置するものにつき記録すること。

注2 ATMデータ伝送回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送専用線回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の

交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

注3 光IP電話チャネル数の欄には光地域IP回線（第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線をいう。以下同じ。）を用いた音声伝送業務であって最大2チャネルまで通信が可能なものにつきチャネル数を記録することとし、事務用光IP電話チャネル数の欄には光地域IP回線を用いた音声伝送業務であって最大8チャネルまで通信が可能なものにつきチャネル数を記録することとする。

【第2表 略】

第3表

回線数記録 局別回線数					年度末現在
都道府県	単位料金区域	局	ADSL地域IP回線数	光地域IP回線数	
				光地域IPブレード専用回線数	事務用光地域IP回線数

注1 ADSL地域IP回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録すること。

注2 光地域IP回線数の欄には光地域IP回線の回線数を記録することとする。

注3 光地域IPブレード専用回線数には光地域IP回線数のうち専ら音声伝送業務以外の電気通信業務の提供の用に供する回線の回線数を記録することとし、事務用光地域IP回線数には光地域IP回線数のうち音声通信業務の提供の用に供する回線であって最大8チャネルまでの通信が可能なものの回線数を記録することとする。

【第4表～第6表 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には、第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

【新設】

【第2表 同左】

第3表

回線数記録 局別回線数					年度末現在
都道府県	単位料金区域	局	ADSL地域IP回線数	光地域IP回線数	

注 ADSL地域IP回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する非対称デジタル加入者線の回線数を記録することとし、光地域IP回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続する光回線の回線数を記録すること。

【第4表～第6表 同左】

（東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正）

第二条 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(期間)</p> <p>第二条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める期間は、平成十五年四月十一日から令和六年十二月三十一日までの期間とする。</p>
改正前	<p>(期間)</p> <p>第二条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める期間は、平成十五年四月十一日から平成三十四年三月三十一日までの期間とする。</p>

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中「」の記載は注記である。	
<p>附則</p> <p>〔15〕5 略</p> <p>6 事業者は、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四条の表二の項の加入者交換機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は規則別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、令和六年十二月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。</p> <p>〔8・9〕略</p> <p>10 前項の加算は、令和六年十二月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならぬ。</p> <p>〔11〕六 略</p> <p>12 事業者は、法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の変更の際し、当該機能に係る通信量等については、令和六年十二月三十一日までの間、規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。</p> <p>〔13・14〕略</p> <p>15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p> <p>〔16・17〕略</p>	<p>附則</p> <p>〔15〕5 同上</p> <p>6 事業者は、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四条の表二の項の加入者交換機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は規則別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十四年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。</p> <p>〔8・9〕同上</p> <p>10 前項の加算は、平成三十四年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならぬ。</p> <p>〔11〕六 同上</p> <p>12 事業者は、法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の変更の際し、当該機能に係る通信量等については、平成三十四年三月三十一日までの間、規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半年期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。</p> <p>〔13・14〕同上</p> <p>15 令和四年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p> <p>〔16・17〕同上</p>

（接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>〔155 略〕</p> <p>6 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、<u>第一種指定電気通信設備接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）別表第一の<u>第一表</u>に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに規則別表第一の<u>第二表</u>に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、<u>規則</u>の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。</p> <p>7 前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であつて、<u>規則</u>第六条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除すること。</p> <p>〔一・三 略〕</p>	<p>附則</p> <p>〔155 同上〕</p> <p>6 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、<u>別表第一</u>の<u>一</u>に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに<u>別表第一</u>の<u>二</u>に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、<u>新規則</u>の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。</p> <p>7 前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度の接続料の算定にあつては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であつて、<u>新規則</u>第六条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除すること。</p> <p>〔一・三 同上〕</p>

備考 表中「」の記載は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>〔第一条～第三条 略〕</p> <p>第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二二の特定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、閉門系ルータを経由してIP電話を提供する場合及び閉門交換機を経由してIP電話を提供する場合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位として計算されるものとする。</p> <p>〔第五条 略〕</p>	<p>附則</p> <p>〔第一条～第三条 同上〕</p> <p>第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二二の特定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続し、IP電話を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、閉門系ルータを経由してIP電話を提供する場合及び閉門交換機を経由してIP電話を提供する場合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位として計算されるものとする。</p> <p>〔第五条 同上〕</p>
<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新接続料規則等規定（新接続料規則の規定、第三条の規定による改正後の接続料規則の一部を改正する省令（以下「新平成十七年改正省令」という。）附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定、第四条の規定による改正後の接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令（以下「新平成二十五年改正省令」という。）附則第六項及び第七項の規定並びに附則第四条から第八条までの規定をいう。次項及び次条において同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新接続料規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

(経過措置)

第三条 前条第二項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新接続料規則等規定に適合しているものとみなす。

第四条 令和七年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>新接続料規則別表第六様式第一第一表及び第三表</p>	<p>注3 同一単位料金区域内通信回数 の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。</p>	<p>注3 同一単位料金区域内通信回数 の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。</p>
		<p>注4 電気通信事業者間の相互接</p>

		<p>続点の変更に伴い減少した各欄の通信回数又は通信時間は、現に各欄の通信回数又は通信時間であるものとみなして記録すること。</p>
<p>新接続料規則別表第六様式第一第二表</p>	<p>注 3 同一中継区域内通信回数の欄には発信回数を、同一中継区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着回数又は発着信時間を記録すること。</p>	<p>注 3 同一中継区域内通信回数の欄には発信回数を、同一中継区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着回数又は発着信時間を記録すること。</p> <p>注 4 電気通信事業者間の相互接続点の変更に伴い増加することが見込まれる各欄の通信回数又は通信時間は、現に各欄の通信回数又は通信時間であ</p>

るものとみなして記録すること。

第五条 令和六年十二月三十一日までの間、法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、新接続料規則第四条に定める機能のほか、加入電話・メタルIP電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を加入者交換機若しくは中継交換機又は関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備によりアナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下同じ。）又は総合デジタル通信用設備（同項第五号に規定するものをいう。以下同じ。）である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行う機能をいう。以下同じ。）とする。

2 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新接続料規則第六条	
第一項	、第一種指定電気通信設備
の第一種指定電気通信設備	の当該機能に係る電気通信設備
当該第一種指定電気通信設備	当該電気通信設備

	<p>新接続料規則第六条 第二項</p>	<p>新接続料規則第六条 第三項</p>	<p>新接続料規則第二十 一条</p>
<p>次項、次条並びに第十二条の二第二 項第一号</p>	<p>、第一種指定電気通信設備</p>	<p>第四条の対象設備等</p>	<p>法第三十三条第五項機能に係るもの 並びに第八条第二項ただし書の規定</p>
<p>次項</p>	<p>、第一種指定電気通信設備接続料規 則等の一部を改正する省令（令和四 年総務省令第 号。以下「令和 四年改正省令」という。）附則第五 条第一項の加入電話・メタル I P 電 話接続機能に係る電気通信設備</p>	<p>当該電気通信設備</p> <p>令和四年改正省令附則第五条第一項 の加入電話・メタル I P 電話接続機 能に係る電気通信設備、これの附属 設備並びにこれらを設置する土地及 び施設</p>	<p>再計算後直ちに</p>

	<p>に基づき接続料の原価及び利潤を算定した一般法定機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の一般法定機能に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内に</p>										
<p>新接続料規則別表第一の二第二表</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="783 613 1011 864">I P 電話用 D N S サーバ</td> <td data-bbox="783 864 1011 1099">D N S サーバ</td> <td data-bbox="783 1099 1011 1350">相互接続局に設置するもの</td> </tr> </table>	I P 電話用 D N S サーバ	D N S サーバ	相互接続局に設置するもの	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="783 1350 1011 1601">I P 電話用 D N S サーバ</td> <td data-bbox="783 1601 1011 1836">D N S サーバ</td> <td data-bbox="783 1836 1011 2089">相互接続局に設置するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1350 783 1601">単位指定区域間送路設備</td> <td data-bbox="331 1601 783 1836">単位指定区域間送路設備</td> <td data-bbox="331 1836 783 2089">共用コア～ルータ間関係ルータ間に設置するもの</td> </tr> </table>	I P 電話用 D N S サーバ	D N S サーバ	相互接続局に設置するもの	単位指定区域間送路設備	単位指定区域間送路設備	共用コア～ルータ間関係ルータ間に設置するもの
I P 電話用 D N S サーバ	D N S サーバ	相互接続局に設置するもの									
I P 電話用 D N S サーバ	D N S サーバ	相互接続局に設置するもの									
単位指定区域間送路設備	単位指定区域間送路設備	共用コア～ルータ間関係ルータ間に設置するもの									
<p>新接続料規則別表第一</p>	<p>伊豆大島と本土中継交換機間及び犬</p>	<p>(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及</p>									

<p>四の二第一表</p>	<p>石と中継交換局間の伝送路に係るもの</p> <p>伝送路数×専用線料金単価</p>	<p>び大石と中継交換局間の伝送路に係るもの</p> <p>伝送路数×専用線料金単価</p> <p>(2) 単位指定区域間伝送路に係るもの</p> <p>単位指定区域間伝送路の最繁忙帯域（メタル I P 電話に係るものに限る。）×単位指定区域間伝送路設備帯域当たり単価</p>
<p>新接続料規則別表第五第二表</p>	<p>回線共通部</p> <p>アナログ・デジタル</p>	<p>回線共通部</p> <p>アナログ・デジタル</p> <p>路設備</p> <p>単位指定区域間伝送</p>

3 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する原価及び利潤の算定並びに接続料の設定については、新接続料規則第四章及び第五章の規定（第十四条の二の規定を除く。）は、適用しない。

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄

に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定接続負担額（他の電気通信事業者が当該部分機能の利用に当たり電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続を行う場合に当該他の電気通信事業者が負担すべき金額に相当する額であつて、前条第二項の規定により読み替えて適用される新接続料規則第六条の規定により整理された電気通信設備の資産及び費用に基づいて原価及び利潤を算定したものをいう。）を加えた額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

2 前項において、特定比率は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる比率とする。

一 令和四年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） ○・〇九

二 令和五年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合（次号に掲げる場合を除く。） ○  
・三四

三 令和六年四月一日以降に適用される接続料を算定する場合 ○・七七

第七条 新接続料規則第四章及び第五章の規定（第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）  
、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）  
、第十一条（第三項ただし書を除く。）  
、第十二条（第五項を除く。）  
、第十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）  
及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）  
、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）  
、第十五条（第三項を除く。）  
、第十六条並びに第十八条の三の規定に限る。）  
及び別表第一の一から別表第五までの規定、新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに新平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第二の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新接続料規則第七条 前条

、第一種指定電気通信設備接続料規

	<p>新接続料規則第八条 第一項</p>
	<p>第一種指定電気通信設備</p> <p>、それ以外の法定機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価</p>
<p>則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第 号。以下「令和四年改正省令」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される前条</p>	<p>電気通信設備</p> <p>原価</p> <p>設備管理運営費</p> <p>令和四年改正省令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される</p>

		第六条第一項
<p>新接続料規則第九条 第一項</p>	<p>第一種指定設備管理運営費 第四条の表の上欄に掲げる</p>	<p>設備管理運営費 令和四年改正省令附則別表第二の要素機能の区分の欄に定める</p>
<p>新接続料規則第九条 第二項</p>	<p>費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用</p>	<p>費用</p>
<p>新接続料規則第十一 条第三項</p>	<p>別表第三様式第二 基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、</p>	<p>、別表第三様式第二 基礎として</p>
<p>新接続料規則第十一 条第四項</p>	<p>接続会計規則</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）</p>

新接続料規則第十一 条第五項	第一種指定設備管理運営費  第六条第一項	設備管理運営費  令和四年改正省令附則第五条第二項 の規定により読み替えて適用される 第六条第一項
新接続料規則第十二 条の二第一項	第一種指定設備管理運営費  次の各号  当該各号	設備管理運営費  第一号  同号
新接続料規則第十二 条の二第二項	第八条第二項第一号に該当するもの として同項ただし書の規定に基づき 接続料の原価及び利潤を算定する方 式又は第六条	令和四年改正省令附則第五条第二項 の規定により読み替えて適用される 第六条
新接続料規則第十四 条第三項	第一種指定電気通信設備  第一種指定設備管理運営費	電気通信設備  設備管理運営費
新接続料規則第十五	第四条の表二の項の機能（メタル回	令和四年改正省令附則別表第二第一

<p>条第一項</p>	<p>線収容機能、加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能</p>	<p>表の一の項の要素機能（加入者交換部に限る。）及び二の項の要素機能（中継交換部に限る。）並びに第二表の一の項の要素機能</p>
<p>新接続料規則第十六条</p>	<p>第四条の表二の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び六の二の項の一般中継系ルータ接続伝送機能</p>	<p>令和四年改正省令附則別表第二第一表の一の項の要素機能（加入者交換機専用トランクポート部及び加入者交換機共用トランクポート部に限る。）、二の項の要素機能（中継交換機専用トランクポート部及び中継交換機共用トランクポート部に限る。）及び三の項の要素機能並びに第二表の二の項、三の項及び五の項の要素機能</p>
<p>新接続料規則第十八</p>	<p>第四条の表九の項から九の四の項ま</p>	<p>令和四年改正省令附則別表第二第二</p>

<p>条の三</p>	<p>での機能</p>	<p>表の四の項及び六の項から八の項までの要素機能</p>
<p>新平成十七年改正省令附則第六項</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四条の表二の項の加入者交換機能</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第 号）附則別表第二一表の一の項の加入者交換部</p>
<p>新平成十七年改正省令附則第七項</p>	<p>加入者交換機能</p>	<p>加入者交換部</p>
<p>新平成十七年改正省令附則第十五項</p>	<p>規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポ</p>	<p>要素機能</p>

ト機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能

第八条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二ニの特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行うものに限る。）を行う場合に、当該特定接続に関して金銭の取得をしないものとする。

第九条 令和六年十二月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の東日本電信電話株式会社の

西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令第三条から第六条までの規定の適用については、同令第三条中「八の項の機能」とあるのは「八の項の機能並びに第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第 号）附則第五条第一項の加入電話・メタルIP電話接続機能」と、同令第四条中「附則第十五項」とあるのは「附則第十五項（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第七条において準用する場合を含む。）」と、「第十四条」とあるのは「第十四条（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令附則第七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」とする。

附則別表第1（附則第6条関係）

第1表

部分機能の区分	内 容	単位費用総額の算定方法
一 加入者交換機接続機能（一） ）	他の電気通信事業者の電気通信設備を第一種指定加入者交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能であつて、第一種指定中継交換機を経由せず通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの（次項の加入者交換機接続機能（二）を除く。）	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用＋加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用
二 加入者交換機接続機能（二）	他の電気通信事業者の電気通信	加入者交換部（交換等設備）に

<p> )</p>	<p>設備を第一種指定加入者交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能であって、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を経由して通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの</p>	<p>係る単位費用＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用＋加入者交換機専用トランクポ一ト部に係る単位費用＋中継伝送専用部に係る単位費用</p>
<p>三 中継交換機接続機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能であって、第一種</p>	<p>加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用＋加入者交換機共用トランクポ一ト部に係る単位費用＋中継交換部に係る単位費用＋中継交換機共用</p>

	<p>指定加入者交換機を經由して通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行うもの</p>	<p>トランクポート部に係る単位費用＋中継伝送共用部に係る単位費用＋中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用＋中継交換機接続伝送専用部に係る単位費用</p>
--	--	--

第2表

部 分 機 能 の 区 分	内 容	単 位 費 用 総 額 の 算 定 方 法
一 関門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン管理部に係る単位費用

附則別表第2（附則第6条関係）

第1表

要素機能	区分	内容	対象設備
一 端末系交換部	加入者交換専用トランクポート部	加入者交換機により通信の交換を行う要素機能（この項の加入者交換機専用トランクポート部及び加入者交換機共用トランクポート部を除く。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
	加入者交換機専用トランクポート部	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する中継系伝送路設備等を加入者交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する要素機能	
	加入者交換機共用トランクポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備	

	ト部	備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を加入者交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する要素機能	
二 中継交換部	中継交換部	中継交換機により通信の交換を行う部分機能（この項の中継交換機専用トランプポート部及び中継交換機共用トランプポート部を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間）に設置される伝送装置等を含む。）
	中継交換機専用トランプポート部	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する中継系伝送路設備等を中継交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信	

		号を編集する要素機能
	中継交換機共用 トランクポート 部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を中継交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する要素機能
三 中継伝送部	中継伝送共用部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する要素機能（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送
		第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定加

	するものを除く。)	入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
中継伝送専用部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を送る部分機能と同等のものであって、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する要素機能	
中継交換機接続 伝送専用部	中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により	

		当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する要素機能（この項の中継伝送専用部を除く。）	
--	--	--	--

第2表

要素機能の区分	内 容	対 象 設 備
一 メタル回線収容部	第一種指定メタル回線収容装置等により第一種指定端末系伝送路設備を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う要素機能	第一種指定メタル回線収容装置等
二 一般中継系ルータ交換伝送部	関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータにより通信の交換及び伝送を行う要素機能（特定のパケットについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外

	置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
四 SIPサーバ部	<p>           関門系ルータ接続用メディアゲートウェイと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う要素機能         </p>	SIPサーバ
五 関門系ルータ交換部	<p>           他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う要素機能         </p>	関門系ルータ
六 SIP信号変換部	<p>           SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号         </p>	セッションボーダコントローラ

	を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能な SIP 信号に変換する要素機能	
七 番号管理部	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する要素機能	ENUMサーバ
八 ドメイン名管理部	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する要素機能	IP電話用DNSサーバ

別表第3 (第6条・第11条関係)  
 様式第1 固定資産明細表  
 第2表 [別紙1]

正味固定資産価額	定額法	定率法
	無線鉄塔	
無線アンテナ		
インタフェース変換装置		
無線伝送装置		
海底中間中継伝送装置		
海底光ケーブル		
中継系光ケーブル		
加入系光ケーブル		
メタルケーブル		
DNSサーバ		
ENUMサーバ		
SBC		
相互接続局用L2SW		
閘門系ルータ		
C S		
中間中継伝送装置		
伝送装置		
コア局用L2SW		
共用コアルータ		
光ケーブル成端架		
主配線盤		
き線点遠隔収容装置		
警察消防用回線集約装置		
消防警察トランク		
メタル回線収容装置用L2SW		
メタル回線収容装置		
共用収容ルータ		
音声収容ルータ		



無形固定資産		
工具、器具及び備品		
車両		
機械及び装置		
構築物		
共通用土地		
共通用建物		
監視設備（市内線路）		
監視設備（市外線路）		

様式第2 固定資産帰属明細表  
第2表 [別紙2]

	伝送装置	コア局用L2SW	共用コアルータ	光ケイブル成端架	主配線盤	き線点遠隔収容装置	警察消防用回線集約装置	消防警察トランク	メタル回線収容装置用L2SW	メタル回線収容装置	共用収容ルータ	音声収容ルータ
第一種指定端末系伝送路設備												
第一種指定メタル回線収容装置等												
第一種指定メタル回線収容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの												
関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ												
第一種指定中継系伝送路設備であつて、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの												
SIPサーバ												
関門系ルータ												
セッションボードコントローラ												
ENUMサーバ												
IP電話用DNSサーバ												







